

竹頭木屑錄

七

昭和四年九月中浣起筆

特別
14
1919
415



176680

竹頭木屑錄七

昭和四年九月十五日起著



大[△]膽[△]不[△]敵[△]な[△]振[△]舞[△]か[△]な[△]

パ[△]ー[△]が[△]眼[△]も[△]く[△]ら[△]む[△]敵[△]か[△]い[△]に[△]腰[△]打[△]ち[△]か[△]け[△]て[△]舞[△]臺[△]中[△]の[△]光[△]景[△]で[△]あ[△]り[△]ま[△]す[△]と[△]す

西[△]部[△]米[△]國[△]は[△]例[△]の[△]氷[△]河[△]で[△]有[△]名[△]な[△]國[△]立[△]公[△]園[△]レ[△]イ[△]ニ[△]ア[△]山[△]の[△]ピ[△]ナ[△]ク[△]ル[△]峰[△]の[△]頂[△]上[△]（[△]高[△]拔[△]六[△]千[△]五[△]百[△]六[△]十[△]二[△]フ[△]キ[△]ー[△]ト[△]）[△]に[△]お[△]い[△]て[△]ワ[△]シ[△]ン[△]ト[△]ン[△]州[△]タ[△]コ[△]マ[△]市[△]の[△]エ[△]リ[△]ザ[△]ベ[△]ス[△]・[△]リ[△]ツ[△]ル[△]と[△]い[△]ふ[△]大[△]膽[△]不[△]敵[△]な[△]る[△]フ[△]ラ[△]ッ

○文藝と金紙と、就この二角をわが方の歴史に扱
めと考まつてあるが、天保四年平田馬場の書
書を刊行するに際し、この金紙之法を設けて書
物代の上金と幕府に印刷物を得るから、元り
あくが、前文を附して文藝と金紙の材料
に供した。此の方法は今の摺物法に似て、
異なるといふ前金をとることも世に役と金の類
り段とありて、書物に金を強く、書物に
か金を強くすることもある。此の摺物
の文藝は平田自身の行書とて、頗る巧
めである。

文藝

○摺物を造るに推古帝の聖蹟を紀念するは
刻の紙一枚を得た。字は滅しおり一二陽と
刻けり所あるは、此の金紙文に添へたる考
証一冊あり、是と眼合せ、此の金紙の文
も今も、此の金紙の名所、今もあつといふ
傳の、此の金紙を信じて、此の金紙の
元刻の金紙家疑を抱き、是と見へ、考証
は種々あり、文の古い家を、考証の心
を、この思ひ、右の金紙を載す

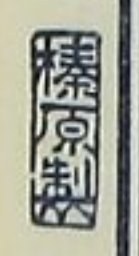
等由良言治天下天皇二年甲寅歲次
春四月美回政君命補高津宮白王
荒場地松石花め関西丘白鴨御地

上大小橋山地以石垣田登之者即保^永天下聖
趾安國萬世靈蹤故也

奉行左大史攝津上官臣武夫磨置埴土
度 日東

文中等内良室推古帝之國公君ハ聖德太子
也石花ぬのはミルノと訓して今の猪飼津の
橋の東ニ下る女と云ふ。白鴨御池ハ味原
池の一名、大々橋山の今の餌と一町ニある。
埴土度ハ名もあつた日東ハ名も瓦工人の名も
えんといふ添附致証の大略ニ尚あつたを考し
記す。

此の瓦今何んか保あつたや二あり



と此り出さるや考証より考あつ

〇和洋如き名は修五冊を購ひ漢文の地考あり
たありあつても二部異版を花と云ふことあるが、御本
を平らにすると此の地考は、地考自科の地考の陸の
諸名の序あり、軒う梓冷もあつた全訳もあつた
七底もあつた、物と云ふ公刊してゐる時代の文化
文の次が、當時出版元作の地考の地考もあつた甚
しい地考、此考今の地考もあつた、價二十円

拜啓時下秋涼相催候愈御健勝日夜爲國家御鞅掌被成下不堪欽賀之至候陳は舊德島藩老儒
新居與市助(號水竹)始め同藩士大村純安(實兄)等十士か去明治三年藩制紛擾事件に坐して
處刑相受け本年十月五日は恰も六十年に相成り偶ま別紙小詩相浮ひ候に付御一覽御願申
上候幸に無御遠慮御批評被成下候はは地下十士瞑目致候仕合に御坐候御繁務中御迷惑拜
察致候得共此義特に御諒納被成下度此段不顧缺禮以寸楮奉悃請候 艸々拜具

昭和四年九月

鹿島秀磨

鹿島

十士歌

十士者舊德島藩士新居與市助及小倉富三郎平瀬伊右衛門南堅夫小川錦司瀧直太郎三木壽
三郎多田禎吾藤岡次郎太夫大村純安也

憶起明治庚午歲國老稻氏拒藩制是非曲直天意知物議擾擾驚一世朝使傳旨諭諸臣難奈凶焰
燎原勢十士連宵鳩首謀直訴天閣期匡濟決死投袂向帝城海路托身輪船行上書字字皆泣血朝
議未允志未成不如速還斬秦檜欲排濁流歸一清我有腰間三尺劍青龍躍匣匣有聲歸來飛檄募
兵丁歃血相誓天日指金鼓堂堂捕巨魁轅門忽有鏡吹起快舉垂就朝命傳藁街梟首事頓止天子
有勅誰復違武穆金牌可切齒私弄干戈是罪尤從容就縛甘作囚我藩一舉他藩鑑維新初政安諸
侯嗚呼十士殺身克成仁頸血瀝地補 皇猷侍中頭又常山舌壯烈可共傳千秋回首匆匆六十載
雄魂毅魄何處在知是九泉護皇基家祭血食鬼不饒吾尙偷生首頻搔人間徒老空有悔暮雲生處
是鳴門南望鄉天渺汜海

昭和四己巳秋九月

鳴峽鹿島秀磨

未定稿

庚午志士之碑

(碑題 故侯爵蜂須賀茂韶書) 碑在 洲本町專稱寺

明治三年庚午德島藩阿淡二州之諸士惡舊國老稻田氏家臣所為終以五月十三日舉兵殺傷若干士人傳之曰庚午之變朝廷論讞處斬者十人處竄者二十七人禁錮者四十五人既而新律發行再審此獄以為其舉雖暴其情全發於忠憤毫不係私怨特減罪一等竄者各還其鄉於是諸士深痛前後死其事者相共樹大碑於德島大瀧山詳載其事蹟乞舊藩主蜂須賀侯題之曰庚午志士之碑以修招魂之祭今茲己丑紀元節國家有憲法發布之慶典蒙罪名消滅之恩命眾士感泣益追悼死者我淡有志者胥謀又建碑洲本專稱寺塋域中誌死者姓名以傳之不朽徵予文是蓋不特慰幽靈於地下將以表朝家仁厚之治益發人士忠愛之心乃為之銘 銘曰

於戲凜々 志士英風 唯知有國 不知有躬 弄兵有罪 其心則忠 憫感減罪
天恩優隆 貞砥茲勒 觀感何窮 熊山之北 藻水之東 遺蹤千載 水淨山崇

明治二十二年十二月

舊德島藩文學 玉井 訥 撰
舊德島藩鄉學 廣瀨 清 臣 書

庚午志士之碑

(碑題 故侯爵蜂須賀茂韶書) 碑在 德島市大瀧山

有事迫於勢不得已徇公遺私而跡幾乎亂暴者雖不可規以中正之道而其情殊可憫君子蓋取焉
明治二年府藩縣之制始定也舊國老稻田邦植臣乘其主幼弱旅拒藩命覬覦列主家於藩服身得比肩藩士陳訴強聒知事公溫諭備至踰年不肯服闔藩士惡其姦回拒命群起喧騰請討首謀公不許 朝使適至事遂聞於朝於是新居某等十人從而赴京頃之 朝詔未下浮說紛々不忍憤激乃相謀脫歸者八人遂有五月十三日之事 朝廷論其罪斬十人流若干人錮若干人既而新律始成今茲六年詳覆其獄以為其舉雖涉干粗暴而其情出於憂國之公憤毫不係私怨流以下亡慮若干人減罪各一等於是人々感泣相謂曰設使某等尚在焉亦必蒙 寬典矣吾徒同謀共事而一榮一辱異日見之於地下其謂之何哉嗟呼死者不可復生今唯有為建墓碣以慰其魂耳乃相共建一碣設招魂之祭而立碑其側徵余文嘉其情直叙其事以諗後世云

四十宮苞撰

の甘露の川紙の渡りしとす所ひ婦人の妻よふ所のと
 だが、昔平将と曰いやうと諸将りといふか行のんといふ
 とい雨向うい、これに渡人の子存か知んか秋香世子
 校生徒入やらせり、郵外に遊樂のあつたのめ、白鳥の
 しく甘露を穿つて互いとい城らせりといあつて、昔
 侍りの契をわいの武花のいふとあつて、まじしい行ふ
 とあつ、清をぬい女人に、前とて、く、ふ、えん、と行ふ
 といあつ、斯く娯樂あつて、土に、観、ま、ま、と、あ、り、思
 といふといあつ。

の大津信のん昔、から林示一殿の遺つ付とて用
 ぬらんと、いふ、京改地、方、い、花御界の女に紙入
 といふといあつ、さうの效果、さうと信せるといふ

御河

この大塔左のいといあつ

けはう大星 無病を壽、小兒月代娘を注す

雷大鼓 雷除

鷹 近 王教成就

茶 娘 言、好、く、良縁を祈つ

音 者 倒れまゝ

鬼の念佛 邪魅をはな、小兒の夜啼を

瓢 男 病難除

鈴 木 道中安全

年 支 火難除

久根車 悪魔退治

○去る杉、四指を心、枝料、い、指丸を取つれ

木皮が枳莖の原料とする。二三十年前、燃料に用
ひ残り、山に捨てられ、此の枳莖を利川し
必し出す者、一ヶ年十二億圓、價りする二十
萬圓といふが、これを得るは、此の町内割けを
別らするより、その料地を遠若江のよのひ
すべの人家の割きをして、あつて、從業する
の過半は、その兒輩といふが、而も、割莖
場といふ。

○昔、名物を述べて歌の内大政

舟に枳お城、名産は、酒がふる菜、問を
枳庵に石屋、枳木庵

京都



あ、ふ菜、せ、染枳、又、す、や、針、あ、寺、豆、腐、は
穀、枳、草

○本林林大、今の地菜、山房北記といふか、女、古
く、おけ、本を、穿つて、来て、翻へすと、壽、公、酒
の、う、か、長、く、昔、い、と、ある。本林か、こんと、書、い、れ、動、城
ハ、森、の、所、産、ハ、壽、公、酒、の、長、柄、が、一、色、ある
と、い、ふ、い、ろ、く、の、子、が、昔、め、ん、と、ある、を、
言、數、を、
家、の、森、を、
酒、心、初、め、と、終、る、壽、公、酒、の、菜、不、と、い、ふ
は、其、の、初、級、は、生、存、し、て、ある、人、を、い、ふ、故
と、い、う、と、い、ふ、ま、む、毒、虫、の、知、ん、ら、う、い、れ、壽、公

海の家史もさういふことと略々述べられ北記に
載せられ一編にまゝ探偵探のやうなものである
。偉く一編の昔ながら端緒とさうして終に全体
が知らぬことなることと思ふと、千紙に大切な
ことと後より棄て難いものがある。

寿河海は板敷の町に家があるといふ大戸家
の侍用達とつと見え、板敷の侍男をいふ
てあつたことが疑ひである。當時寿河海は
板敷の板敷といふ説がある。是は海
説といふ、寿河海は先礼式代か前、落胤
かあつたといふ事であるといふ知れぬ。島といふ
女か板敷家、を公にして板敷のお手がつき、子

海の家

人があつたか、いふことが先づ男子が寿河海の家
代である。此子の世の時の連なり板敷に合はせ
此時板敷といふ侍といふか、所人といふこと、
九が兒の町人といふこと、云ふは町人の方が、
と云ふこと、板敷から真志庵の屋敷を物
はつたといふ。生みの母は分曉前、寿河海
の先祖といふ。家といふ。板敷といふ。命を
あつた。斯うな因縁があるといふ。板敷といふ物
の因縁がある。此の島といふ女が例のいふ
お七と友人といふ。つて、島が女公の時、緋ちりの
の帛紗を贈つたといふ。存在してあつた
いふこと。寿河海は、常といふ。動機は、他、

粉南河
田原
兵衛

知れ多し。傍らうとて深き錫杖を鳴らし
友人のあつ馬馬と名を馬馬を教ふかして
七人とも初めをわつた。壽河通へ割る
の目雲奇とりのカセ芝石の鉄帳から来れ
らうしい。保しお南河の河もあつて
家の少うけを深氏物修の修新を
壽河通の家、菓子屋を芸人、墓の
あつたのを改葬と作して滅ぶし
院にあつたの、申許に建て
こを公に島といふ女、河内守の出
の子を産んだ、三郎徳の叔おを
と七人叔おと三郎徳と三郎徳一人叔お

壽河通

持とらうた。壽河通の家、
して大災、
○本橋路外の山房札記の内、
めをある。此の香以の父、
文曰、
四角、
城町の、
ハ後、
七知、
び、
らう、
りの

くの文筆の人や依傍するもの香以の甥御をいれ
よい少るものい。珍しくと思儀る保国の
るのハ。勘圓子政の珍物のその香以の
人比家であること。尚ほ茂川就し他が香以の
親族であることを北條守初めを知つた。香以
侍の全く滋具侍に、其の叔母の麻呂侍の
衛と申すを多ふ位のことである。親の龍池
か近野あると云ふ持るものと上木との
刑解の解人としてこのことのある。龍池にえを
おけんとし、その母澤法し、その香以の産を破る
と流連しとのいある。
九月十九日記



予、此を不景熟るもの稀観をいし

江戸名五回分 二十冊の概

大政物語本と志紙に甲士の圖

あり、初刻の類、輯録、余江戸名五回

分を好む、保し、著る、をといふ

價を論じ、燦山、以也、價、時、二十五

一 歌男伊勢物語 五冊

伊勢物語、擬し、なる、その、さ、か、り

こゝも一也、上方歌、を、歌、の、之、を、す

へ、これ、歌、を、古、歌、を、あ、く、と、い、ふ、稀

る、もの、也

一 蘭書文書大書集 一冊

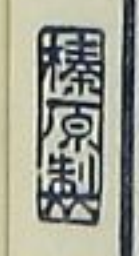
土佐の品と集めたるものも珠を也、前年
市浦に出ることもあつた、今も欠け等
よきものも、いん、
宛をらんる末尾一枚を、
ハ傷み、
價三十四

一 土佐日記 一冊

土佐少将を寶曆版より此者のとの
敢て珠とする、
記といふ、
一冊

一 河井野阿彌自筆、
一冊

海文手本、
目録一、
一冊



午の筆、
次三十部、
安政五年、
河井野阿彌、
價二十冊

一 鷹の目、
一冊

相違の廿、
程々鷹の、
装潢して、
を、
大庄

〇

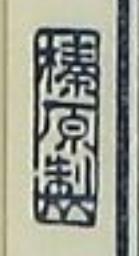
主君の、
一冊

十六が二十のふんがこまり

その川柳がえくく前（おまへ）後（のち）の替まの價上げこも
りは心盛（こころも）り、美田（みでん）の二八（にやち）といふは物二うどん粉
ハの交（まじ）り合せと意味す

年増（としぞう）しても公（こう）へといふの土手（どて）の金つば
七（しち）のまじり

昔（むかし）からの民衆（たみしゆ）のを物の珠（たま）へん、金（かね）つば大福（だいふく）へ全
く江戸（えど）の名物（なぶつ）こ
香（か）の物を造（つく）り使（もち）つと穀（こ）とよまゝのあつ其（その）のひ
とく家の香（か）がずしとよまゝの口（くち）を指（さ）す下目（しもめ）の香（か）
あつとよまゝの入口（いりぐち）のことかまゝの味噌（みそ）清（きよ）なるは清（きよ）
とよ材料（ざいりょう）の供（たて）しうまゝといふ



川柳

猫（ねこ）と早稲田（はやね）の馬（うま）鹿（か）を金（かね）を溜（ため）め

猫（ねこ）の浦（うら）直（な）竹（たけ）のふさふさバカと鳴（な）る貝（かい）と春（はる）の
地（ち）早稲田（はやね）の若（わか）者（もの）の身（み）他（た）は物（もの）忘（わす）れぬとあつ馬（うま）
鹿（か）を利（き）りしてあつ

糸（いと）の根（ね）の神代（かみしろ）杉（すぎ）の採（と）掘（り）場（ば）の四（よ）道（みち）の畑（はたけ）宿（しゆく）と須（す）美（み）川（がは）
の部（ぶ）屋（や）の中間（ちゆうかん）に寄（よ）る地（ち）の杉（すぎ）は茶（ちや）神（かみ）代（しろ）
とよかあつといふ山の根（ね）に船（ふね）を焦（や）けたよとあつ
里（さと）の味（あじ）のあるのに、地（ち）の掘（り）出し時（とき）の切（き）口（ぐち）が白（しろ）くあつ
空（そら）氣（き）は船（ふね）を運（は）くつとよ地（ち）没（ぼつ）中（ちゆう）紙（し）分（ぶん）
を吸（す）収（しゆ）しといふのが木材（もくざい）の臭（にお）いといふタンニンと法（は）
ひのき更（さら）なる空（そら）氣（き）やりのあつ酸（す）と化（く）入（い）る

この世をうけてやとる子を、ころす心のむじし
おやとれぬとやとる子を、何とぞ何とまじき心
よしくおむいけがたき、人のたかたとる心
くすもものみやとる、よくも用へておろす
うまんおちなるまさん、月日のたみせす
ぬこあつめつちようめ、そおろく罪をそ
るん等をさす父母へ、すまひの心もつと
おやの恩をもときまへおげんといふま
心の深女とらんば、鬼も能とむつて
かんのいほめさすたの、飢を思ひて子を
焼くつて火に羽をまがし、その身を棄て
生の長なる人として、おのが身を救ふ

徳

いふまゝの邪見の業を、さす幾つもの
善惡二つの行つて、子どもあつた
いとつ子もあつた、阿まれ育つて
すてー子とて福あつた、すつた
拾ひ育し果報も、家のまよ
子ども多し、後、いとつ子もあつた
まおい、まどつ子もあつた、親のあつた
老の杖も抱も、

ちいあつて人の良さを訴ふる切なるものがある、
外國人の善い子もあつた、多きこと、能く佛國の如
く、佛國の戒る所あつた、大戦後、凡て

て男女の野合を爲えとまう。お姫墮胎が各地に行
ハル。産兒制限の叫びの重衣の子を殺す七
日坊のくさめう。子グロリーの國ゆきを婦ふ米
四人の貝の病者を殺すことを敢てし、子グロリー
病院に入るを畏怖せしむと云、子育和漢を我
邦より珍らしむるの心ハまゝに外人の元を
といふので、此方こそ邦にて感なきを得るべし(九月
二十日)

の松川の中の名物を尋ねてと云ふ小冊子を翻すと
米原の郡より筑前神社の錫祭の事が出ている。此
祭は毎年五月の例祭を行ふ。その際あるハ名
表に十六名の乙女がお揃ひの唐袖の衣を着

をわけ大きな錫を冠る境内は徳川の神前
と耀つたが此の神事といふ昔のめまづがあらぬ
女ハ必らず自分の括りたるの男の敷物に錫を
献する例は、是を事案と飾り敷を減こし
りすると申すりがあるとの迷信は、淫婦をい
由義とせしめたる。此の雅和集といふ古書に後
新書といふある。よんに就て七歌もある。川柳
も。

錫の敷記の類は、里をぬく

すのこきめ、敷錫の切る御祭礼

祭礼、まこととあるのす、錫の敷

とある。生強宗輔の名綴りの神事にて、謙海の一

わが味喰がぐくとき大えはしるんが、牛蒡の中の
こめを圍ひのや、あけて、徐々^て攪きこむと一
方はかの石の鮎を載せも並べておく一分は
か二合ほど、鮎の片身が背骨から割れんキ
リリと巻きあがるから、今が裏かくして他の
も面を焼き骨と頭を除いて肉を上手味
噌の中へ投してかき交せ、右の煎知^り焼く
以^てげで、彼ら^ん煎を焼く。湯^の熱の知れぬ
はぐくし、七のか出まゝ、ばら^り苦いとうま何
とも形^を失^しぬ味がある

「鮎のち牛蒡」次は九州地方の一部で行なれる
法、大^き出^しける相^ち牛蒡を切つて、一節^の鮎の

牛蒡をつくり、やう少許の食塩と酢とを投して
腰の肉圓^の或^ちもぶら^りと^りわく、鮎か^は指^のこ
ら指^先を、若^し便^を押^し出し、二^分流^をこ^して
つて生^きこ^した^り鮎を下^ろして、右の牛蒡の中^へ
入^れる、泡^を洗^いぬ^り泡^を入^れる。大^き天^下
右の口中、左^の牛蒡^の肉^の倍^くす^り左^右の鮎
揺^しつ^てある^か中^の鮎^のさ^らう^り湯^のぬ^り
酢^と塩^と若^しう^らふ^か、衝^つて、ヤ^ク七^分微^菌
の^振ゆ^を押^しこ^ぬり、鮎^の洗^い劑^して
生^ける^かぬ^か、鮮^を毛^を洗^いて、上^へ天^下
の^芳香^いち^{牛蒡}の^香氣^を抱^えて、ふ^くい^く
鼻^を擽^つ、え^んの^味と^して^公ら^んの^味

昔うらむ。

○
の降りこめんとて毎卯ははくず、縁の思出を考か
んと思ひ立ち、種々記帳を辿り、明境外れのこと
を造ること遺懐しと先づ其のへツドを採す
こと左の如し

- 一 木曾の僻地細久手、あぢを木履が
踏破し、口考んじ豆夜ん、智と投すん
ハ酒ハ何れかおこ出てぬ、階室の丸も
日暮す日快る因つて、酒を買ひ出
さけつるに、まんの頼んじ僅かに夜を
越す 歸山はつりぬ
- 一 関ヶ原：席疲の換疲もあり、三日の滞

立を命じることつゝを不あり、群後不と
訪のそ夜すまか論載、そ等席列刺地
を踏すこと遺懐しと先づ其のへツドを採す

- 一 木曾の僻地細久手、あぢを木履が
踏破し、口考んじ豆夜ん、智と投すん
ハ酒ハ何れかおこ出てぬ、階室の丸も
日暮す日快る因つて、酒を買ひ出
さけつるに、まんの頼んじ僅かに夜を
越す 歸山はつりぬ
- 一 関ヶ原：席疲の換疲もあり、三日の滞

一 若ら毛濃の千算、摺り料理の押を
りよ、群易す、林友幸の此祝待受けか
外れ其の酒料、完全部をあらからん、迷
惑さす、まじし、海らつて夜をこめ
関ヶ原に往く

一言士と登る途中、焼ヶ湯と御殿場の間に道
を失し、身を没する。第其年の暮中、と
出ること二時、僅く御殿場に達す。前
夜焼ヶ湯の不潔の宿に居る、其の末、一
睡も得ざる夜、七出で、御殿場の茶屋に前
後七ひらき、試す。

一木曾街道より甲州街道に出る途中、廣
漠の野原あり、人馬の往来もろく、荒
涼の景象、好く物持のいづく、僅く一籠
食を得て、食する。此處より十四五
の客、皆一家に旅居し、半夜馬の嘶く声
入睡れを得ず。宿を不快なる處を捨ち

一四十年程前、ある冬、中軽井潭を經て茶屋
に入る。薄雪の降り、火爐が土間に出来て
あり、杯盤の其のこぼれの上、豆と凍く、
足を中々さし入る。杯を飲む、
さうし、多くい鳥、鈴を供し、さう

一ある雪の中、城後、吹く時、清み味
よ道付の出来、さうも幸ひ、人足共、ある、つ
けて先きを、是れ、あとも、二人、地を行
く、
其を、終る、然る、踏み入り、死、
誰儀を、候し、漸く、救助を得、
一、雪田の、お、筆を、執り、一日、就、不、

の地を採えと出かけしるる由余(余) 叵川澄んで海
の底の叵川所産の者二二の汁清きと由義
るくせんし時のつらさ

一 北畠中城中塚の或る貧女の茶屋に飯を
食らんとして菜を求むるは何ぞやといふ
からまこに乾しつゝある魚を焼くよと云ふ
を煮湯をえり一人は焼くも飯も大層と云
ふを指しぬとまふもえをそれへ飯を分け
け給ふは廉き故いくらの茶代を焼くれ
つゝ肉も今うらうらを受けずやつとえらせ
あめり漢横せしる姫川の上流と海をそそ
人々の背を撫んた其の語任入定款の

儀を焼くへはるる受け難しと女とを遣ひ来り
しるまを今懐ひ出さるるま心地せらるる

一 宗家の主人と北海邊漫遊の時海峡を祀す
に海の波が浪が甚しく或人と伴五が出来ま
いもむせありた、そんなにも人同しか、二、寐を
十二時をたてて酒を飲むことを約し、此の
日起きて麦酒を取寄のせし見れば、甘味の
上のコウチが紅の節振を掃き出さるる仕
末は道に飲を痛し、此が、ホーイは五尋の
所の地さるる故らういれ

一 支那も一いつの時、朝鮮海峡に名物の
清酒を運送し、二十の時程咫尺を

しるい為め停船をししか、初めの往來は頗る
神往としかく、他船が或いぶつたりかし
るいかとの恐れ七あつた。各船は是れを知ら
ず汽笛を鳴して危険防止を型とせよと
あつた。勿論さうさう

一 小倉村の川津渡と房州、汽船を出しは時
北流の川を山を三〇計り坂を下りて始終
騎馬であつた。騎馬の訓練の無い日合の
馬は翻弄くえ七程の民費を作つた

一 大坂と津屋中、日輪の橋渡を訪ふは勿論
或る高の上を付率で通過の折率
夫が思つて道を失く、自合の車とせよ敷

十人の堤下で墜落した。幸々怪我はさう
つたが、衣類の汚れた大坂、其夜向くは路
が狂つて上りてお泊した

一 龍中、盗難と遇つた惟一の例、故後から
父を付して上京の途次、彌彦の旅館に
しつ時、日合の處に紙入を盗まされた
紙入は葉書、あつたが、金にえんね。自合
かまの以後、此賊を捕へるゝ大騒ぎをやつた
ことを後述する

一 鐵道の無つた頃、鐵道の途中、乗合馬車が
あつた。その所謂が馬車、七頭、乗心地の
さういふが、其中、別して不愉快であつた

④ 舊實の考のブランダールを飲んだこともあるが
 一本と飲けても酔を覚しきうらた
 一 函根の旧道ハ里を笠置國で重助の歌をま
 きさうら旅したことも今昔の昔である
 一 囚人としての旅行ハ感慨の深いものがあるが
 夜散りあふる留置所ハ泊る、その味の苦も
 秘冬の悲傷ハ結つる不比
 一 政況訪りと陽氣多きものだが、有志家が
 秘春ハ訪りけし深更迄邪魔をやることハ
 笑々日月俤いよみである
 一 若い頃友人数輩と買春訪りをやつて都を
 まわらうけしことがある。ちよ時代入るんを

新編

莫如げしことか流りし。詠中雪や雨で阻
 らんと酒端在し流連をやることハ詠中
 の一快である

一 初めは東京へ上つた少年時代同行の母方の祖父
 であつた。宇都宮の長兄を旅後に入つたが
 老少連を主つての客と見くびつて待遇が
 よく無かつたのを怒つて産の山宮らおいて
 病のたしがある。其頃秘録の娼婦がある
 こんふ思ひ出のまゐりうらあるが、秘院その他
 の訪問の地の地帯や、ぬめりかもあるからすべしこ
 こより者々閑を得て以上を敷衍して書い
 て見ようかと思ふ

○昔、心宗者の公衆に倫理道德を教ふに程々
心を碎き、身ヲ濟社の有志の計らひ、聖座衣の銘
を撰び、施本として町内其他に配り、その見
やすき所に懸らしめたり。其の箴、契を以て
を集めて貯り、此の二冊を獲たり。文句も三
冊の如くも、契の大ききと小ききとあり、多
くの紙冊方々を、其の契を刻し、其の多
きを添く、其の或の紙一枚の長文も、其
は枚も、其の二枚も、行者の名あり、外
契を懸け、其の多くの契、施印の印あり、
此の冊に收るるもの五、十行、皆異なり、如何に
崇禎社が布教に力と龍め、やと推する、其

る。今左の四五の長短と御歌を奉げん

○流んの中は、芋と洗山同あり、其上は
又を以て友を令一友を以て仁を
とすくるといふことを

芋の籠へ入ても、芋よ、一磨かろし
いも、芋の如く、友の如く、けを

○この如く、栗を描きて、其の白に

外から、芋も、さく、さく、の栗、栗を
内から、破る、栗の、さか、さ

高倍、二音の、道、歌、あり
之中、田を、さく、さく、の、栗、栗を

田子けいよのまじふあつげり
えやの問もれがひる敵とさき

欲つえけーき剣ろしやう

○徳儒のの圖を畫して其の白に
くひららーちんまかけき人形
佛也そくと鬼をいそくと
世の中の人をひらくとさしー
鬼を出てはるまけかくまー

○十二月晦日 一行々大字を刻して
史信ん

大身帯者 大さーハつあこまあんとまあ
いつち日月住すーの松

○短冊形の菱の上欵寶珠を描きて
おろー心の女をいさまきつ
もこめらまのこそちのまらま

○不倒子の圖を畫して
ま中とのく人をよらーとあよあよ
ちよの力のつよまいあくさー

○親子十體と送して

春の字を十体を書きしける

よの此の張の中の一歴也

春の字の満てる者ありはあんど或の
曲り、或は冠りの字と下の子と顛倒
し、或は冠りの字と下の子と顛倒
字のみ大きく釣合を換ふものあり、十体
の書をつつて春の筆致を寫す所めを
記す。

此他は好しけん、一々挙げず、 九月廿一日記

以上能うよの西京都に版し、此よのがある
よ、池田屋と書寫えを刻し、此よの三四枚ある、
亦文言の内よ、諸座を曰くとあるものあり

よ、恐らく諸座を千島の論社に配つた
よ、よと推せらる、心よの京政よ、むの行ハ
ん、此やうのありから、此の能う物ハ或ハ
京都にむの行し、此よのあり、まいか、
斯の能う物と一、此ことよ、孰せん、何かよ
よ、よしく昔いれ、よのあり、うと、思ふか、自
か、い、ま、ん、ん、を、知、る、言、ひ、進、つ、と、調、べ、
え、よ。

今、新出版とす、自分の隨筆、諸
座の朝夕雜記を抄録し、此の座
右、左、七、保、せ、収、あ、る、べき、歟

○宗教上の紛争も亦、殆く一切の爲、おを龍寺の
 ことと所へて英僧の干渉して信濃の修行を極め
 るに於て其の苦難の甚くするも無理なき人を
 龍寺の勢力を盛んにしつゝ其の頃より其の
 宗子孫を以て、随つて其の力を刻々増し、其
 て寺内に修治を起しつゝ、あるに龍寺も互の
 由未もこゝから見るに、近頃自分の苦難を
 寺にも任職の修治を起し、其の修治を生じ
 自令も干渉してあるが、大小のお寺、これを
 認め、此の頃、信濃の修行研究し難きを
 左の記よりあるのを見て、此の頃、其の由未を
 詳記し、此の

大月林四



東西兩本願寺分
 立の根元及び其
 後の葛藤

蘆舟

元祖親鸞聖人より以來、代々相承の
 法主は、別に嫡末に依らずして、血脉
 相承、顯如上人まで、十一代であつた
 が、此の顯如上人には、男子三人、女
 子一人の子供があつた。併し、女子は
 十四歳で早世、男子三人は、左の通り
 であつた。

嫡男光善上人 永祿元年九月十六日誕

生 顯如上人十六

元龜元年二月十六日得度 十三

母は、細川右京大夫晴元の息女、
 俗稱淑子、法名如春、教光院と號

す。實は紀伊國舊領主佐武

次男佐超 顯如上人 興正寺門跡、童名阿古。

永祿七年正月廿二日生 顯如上人

子。 廿二歳の

時。 同十年興正寺證秀の養子となる 五

天正三年得度 十二 母右に同じ。

童名阿茶。

三男光昭 准如上人 天正五年七月十九日誕

生 顯如上人卅五

同九年二月三日得度 十五 母右に同

じ。

右三人のうち、教如上人は嫡子であつ
 たから、元龜元年得度、家督分にて、
 新門様と稱し、年頭、報恩講、其の外
 の時も、一家衆、坊主衆、參詣の門徒
 等、何れも、法主の次に、參禮を受け
 るのが恒例で、それは、文祿元年まで
 廿三年間行はれて居た。所が、此の年
 十二月廿四日、顯如上人は腦溢血で往
 生し 五十 したが、それが丁度報恩講の最中であ
 つたので、即日教如上人が代つて連夜
 日中、調聲等、皆之を勤め、廿八日結

願。顯如の妻北かみ様も、教如の剃刀
 にて落髮、法名を如春と稱した。其の
 後、中陰過ぎて、教如が本願寺の跡目
 を相續し、御禮として、禁中にも參内
 した。是頃大開秀吉は、名護屋の陣中
 に居たので、教如は、其處へも下向し
 て、御禮を濟ませ、歸京後、關白秀次
 も入浴したので、一献を進め、教如は
 彌本願寺の住持職となつた。
 然るに、翌くる文祿二年八月の頃、
 曾て顯如が認めて置いた准如上人への
 讓狀といふのが發見され、如春から、
 それを太閤へ提出して、准如の家督相
 續を願出で、秀吉から教如上人へ其旨
 を通達に及んだ所、教如の返事には、
 顯如上人光佐在世の時から、自分は後
 住に定められ、新門とも稱して居たの
 であるから、准如への讓狀などのある
 筈はないとの事であつた。併し秀吉は
 教如も、既に三年まで、住持職に居た
 のであるから、此の際隱居して弟に讓
 る方が、親顯如への孝行にもなるから
 といふ事で、終に隱居に決し准如が代
 つて本願寺の住持となつた。下間少進

○宗政上の紛争も亦、かくくく、あを乾寺の

家所蔵の古記録には、此の時の事件を細叙して、左の如く云つて居る。

如此萬事首尾三年過申候に、三年目に、母儀北かみ悪心發し、末子理門跡に、本願寺の家督をとらせ度愚念出來、太閤被致才覺、被申上候は、前門跡光佐、庶子之理門跡に、本願寺の家督を被申置候讓狀有之を、ゆめ忘れ申候。則ち法名も准如と是れまたゆめ忘れ申候由、被申上候。時に太閤本願寺の家老どもへ被成御尋候處に、家老ども申上候は、光壽事は、惣領無其隠故、光佐在世之中より、新門と申候。光昭は庶子之事にて候故、光佐理光院に申附け、理門跡と申候。年も未だ十五歳にて候。末子と云ひ、若年と云ひ、旁々以て本願寺の家督を可讓申儀、更に御座有間敷候、若し讓狀在之者、可爲謀判之旨、家一同に申上候。太閤被仰候は、新門ははや本願寺之家督三年取り、本願寺を任持候。此上は、弟に家督を譲り、新門は

山中 山城守殿

の書面が提出せられ、關白秀次からは次の御教書が下され、

本願寺影堂留守職之事、親鸞聖人以來代々證文、殊先師光佐讓狀、讓狀、依明鏡、則經叙慮訖。雖爲三男、任寺法之旨、可相續、彌勤行等、不可有懈怠者也。

文祿二年巳

十月十三日 關白在

本願寺殿

太閤秀吉もまた左の如き御教書を下した。

本願寺影堂留守職之事、親鸞聖人以來代々證文、殊先師光佐讓狀、明鏡之次第、則殿下經叙慮。雖爲三男、任寺法之旨、光昭え被仰附儀尤候。然者勤行等、彌無懈怠、可相勤事、專一候也。

文祿二年巳

十月十六日 大閤秀吉在

本願寺殿

かくして、教如上人は、本寺御堂の北の方に、隠居所を造つて、其處に住

御隠居可然之旨、被仰、理不盡之沙汰にて、新門を隠居に御申附候。時之依爲權柄、異議申しがたく、新門は、西境内に隠居仕候。裏表と申すは、此時之儀にて御座候。母儀北かみか様之惡逆可申出ために、兄興正寺之聲に、理門跡を被申定候。不思議なる縁邊と、何れも存候處、後に存じあたり候。か様に候故、興門跡も、兄新門跡に背き、弟理門跡方に被成申候。然者、新門跡惣領之身を、理不盡之儀にて、隠居之事、母儀之惡行故無實之讓狀、太閤如此御申附候事歎かしき儀と、本願寺之家老刑部片坊主、門徒までも、新門惣領之筋目を不忘、不相替新門を歸依渴仰、晝夜之心運、家督之本門より隠居之新門繁昌拜見候處、云々。

此の隠居事件は、文祿二年九月上旬の事にて、教如は三十六歳、准如は十七歳であつた。又教如から太閤秀吉に提出した書面は、左の通りで、本願寺留守職之儀、從開山代々證

む事になつたが、明覺寺門の向ひが、此の隠居御堂の門であつた。又兩度の命日、彼岸、夏中など、本寺の勤行が畢ると、南の興正寺や、北の隠居所にも、皆々參詣する事は勿論、朝暮の參詣にも、惣領の筋目といふ所から、隠居所へ參詣する者が、少くなかつた。そこで、如春尼から更に秀吉に願出で、向後は、諸國の坊主、門下の者など、隠居所へは參詣すべからず、又隠居御堂も、本願寺の末寺たるべしといふ命令が下り、教如上人も、不平の餘り、暫くの間は、閉門籠居の體であつた。是頃徳川家康は、伏見の指月に居住して居たが、數々教如を招いて、色々とい異見をし、閉門を開かせる事になつた。かくて、教如は、文祿二年から慶長五年頃まで、約八年程、本寺の北の隠居所に起居して居たのである。

教如隠居後六年目、即ち慶長三年八月十八日、秀吉薨去、同正月十六日、如春尼も、往生を遂げた。其の翌々年八月、即ち關ヶ原役の前、家康は、上杉景勝退治の爲、東下し、教如も其の

文、同先師光佐對光昭讓狀、明鏡之儀、令拜見、納得仕候。然上者雖爲弟、任寺法之旨、光昭事、如先師、可致尊崇候。聊以違背之儀不可有之候。太閤様被加御意候段、難有存知仕候由。宜願御披露候。恐々謹言。

文祿二年癸巳後九月十七日

光壽判在

施藥院

長東大藏大輔殿

木下 半助殿

山中 橋内殿

同准如上人からは

本願寺留守職之儀、開山以來代々手次之證文、同先師光佐讓狀之旨被仰附、忝存候。學文勤行等之旨、不可懈緩候。就其、光壽事、如光佐在世之時、在來之儀、不可有相違之旨、宜願御披露候。恐々謹言

後九月十七日

本願寺光昭

施藥院

長東大藏大夫殿

膳殿

見舞として、關東へ下向、途中江州佐和山の石田三成の許に一寸立寄つた所が、石田から荐りに下向を阻止せられた。教如は聴かないで遂にそれを決行した。是時准如も同様東下の途に就いたのであるが、美濃路に於て、石田の阻む所となり、三河國から京都に引返して畢つた。降つて、關ヶ原役後、家康入洛の際教如は、大津まで出迎へた。寛文十二年三月廿五日附、野釋吏映の「當家本願寺東西兩家相分根元由來之事」には此の時の事を記して、左の如く、云つて居る。

其後關ヶ原御合戦、權現様御運被開候テ、謀叛之輩、治部少輔、其外、悉ク御刑戮アリテ、御入洛之刻、新門跡大津御迎ニ御出被成候。權現様教如上人之御手ヲトラセラレ、今度遙々與州陣所迄御下向、其上御上洛之刻、待準ニ御難儀等之事、具ニ被聞召候由、被成御意御感之由、世間之人ニ申傳候。其段左様ニモ可有事ニ敷。之に反して、准如上人は、石田三成

に一味同心、途中から引返した、といふので、頗る家康の機嫌を損じ、又所傳に由れば、教如上人側からの讒訴十七ヶ條もあつて、伏見に参禮する事が出来ず、寺中上下擧て、戦々兢兢、不安の念に驅られて居た。所が、丁度此の頃、尾張大納言義直の御袋相應院殿といふのが、家康には比類なき出頭であつたので、本寺側では、此の人を仲介者として、緩和策を講ずる事となつた。此の相應院といふのは、お龜の方と云ひ、もと八幡の清水といふ所へ縁附いて居たのが、故あつて縁家を出奔し、柳原一位大納言淳光卿の後室楊林院の許に匿れ、後に家康に仕へる事になつたのである。それは、家康が、上洛の際には、必らず柳原家をば、禁中参内などの宿所にして居たので、自然お龜の方を見知る様になり、又此の婦人も、利發無双の人と見えて、家康の懇望に任せ、終に其の許に往く事となつたのである。其の後、此の人の腹に、義直が生れ、彌出頭無比となり、又楊林院の娘分といふ事にもなつた。

た。其の際、本寺からは、下間刑部卿頼廉が出て、境内の廣い仔細をば、左の通り申出で、
太閤當地拜領之刻、被賜下御門跡領内に、公儀之海道、大宮、猪熊堀川、浦小路、西洞院、新町六通候。此の海道之分は、御門跡の儘に成申間敷候間、其替地餘地を相渡可申由、被仰附、分量廣く御座候。京九重の海道、中古より中八間也。上古は十車四輛引違候程の廣さなり。

荐りに異議を申立てたけれども、加藤喜左衛門は、頑として聞き容れず、板倉伊賀守は、事面倒なりと觀て、俄に虚病をつかつて、引籠り、准如上人からは、段々事の次第を家康に愁訴し、終に加藤は不都合といふ廉で、切腹を命ぜられる事になつた。
教如上人が、此の新境地に移轉したのは、多分慶長六年、上人四十四歳の時で、隠居後九年目である。移轉後は舊隠居所を壊したまへで、一向跡始末をつけなかつたと見えて、前記の記録

さうして家康上洛の節は、必ずお龜の方が隨行し、又楊林院は、九條西光寺祐從の養母の妹であつたから、お龜の方も、自然祐從とは懇意の間柄となつた。そこで、祐從は、法主の命を受け、伏見に廿日餘り詰めて、お龜の方に依頼し、参禮の儀の取做しに奔走すると同時に、一面本願寺の坊官下間少進も本多佐渡守正信の姻戚であつたから、其の正信をたより、同時に、井伊兵部にも頼み込んで、百方運動を試み、漸く事なきを得、本願寺一同安堵の胸を撫下ろしたのであつた。

其後、伏見城の西丸で、家康は、重臣を集め、教如上人本願寺再任の儀を評議したが、此の時は、本多正信が再住説に反對し、其の代り、教如上人には、別に寺地を與へて、本願寺を兩家にするといふ事になり、京都所司代板倉伊賀守及び加藤喜左衛門の兩人が其衝に當る事になつた。前記の分立根元由来記には、左の通り、見えて居る。
其後伏見西丸に於て、天下之御仕置被仰附候時、本願寺之家督惣領には

隠居屋敷は、築地をも悉く打崩し川の石垣の石をも、不殘東へ御取候で、廻りは、細き女竹にて、人自由にくゞり入候程に、垣をあらくし、草高く生茂り候て、慶長九年頃まで、三四年の間、虎狼の栖の様に荒れ果て御座候ひき。准如上人、此儀御氣の毒に被思召、何とぞお龜様迄、此屋敷此方へ渡候様に、才覺仕見可申由、祐從に被仰附、お龜様を以て、權現様より古屋敷をば、西門跡へ御渡候様に被仰候へば、教如上人御返事に家督之儀は、太閤以權威被押渡候。右之屋敷は、先師顯如在世之時より、我等給置候より、それに隠居仕り、暫く居申候。親より被讓置候屋敷の事に候間、向方よりのかまひも御座有間敷候とて、御渡無之候。此分にては、御本寺の御爲、後々迄不可然候間、何とぞ才覺可仕旨、重ねて被仰候に付、楊林院殿に偏に御頼被成との、御自筆の

新門へ再住如何可有と、被仰出候處、本多佐渡守御前に伺候仕り、被申上候は、新門は、我等共旦那にて候へば、此儀誠に心置儀に御座候へども、本願寺は、兎角一本にては、以來不可然儀と存候。太閤之仕置も、分別之上にも可有候はんと存候。今度新門忠節之御褒美には、新門を本願寺に被仰附、境内を被下、御取立可被成候。但し本寺には、開山木像無之ては不叶事に候間、内々被開召候上州厩橋妙安寺親鸞の自作の木像御影を新門へ御寄進被成、本寺に御取立候へかしと、被申上候由、承及候。斯様之儀如定に候や、本多藤左衛門に被仰附、妙安寺親鸞之木像を御取寄被成、新門に被下候。只今東本願寺に御座候親鸞之影は、權現御寄進の木像に御座候。

かくて、東門跡境内地確定の爲、本寺の境内を測量した所、四町に六町といふ事であつたので、乃ち西洞院の川を限り、東の境地として、榜示を建て御書、被遣、其上にて、御口上之儀は、随分お龜様まで可申由、申上げ、重ねて此方より被仰上様は、尤も顯如上人より御讓之御屋敷に候はゞ、御堂をも被立、御留守居にても被置候はゞ、不及是非候。虎狼之栖に被成置候ては、用心以下、何とも迷惑仕候旨、被仰上、其上に、お龜様被加御分別、御屋敷に御望候はゞ、餘の所にて、何程可被遣候。西門跡より被申候も道理至極に候間、早々御渡候様に權現様より被成御意、無是非、此方へ相渡申候。

とあつて、兩寺の間に、此の隠居所問題が、葛藤の種となつて居た事が、明らかである。
此の隠居所は、西本願寺の庭、蓮池の南に、三本松のある、其の松より一間の中程、北に御堂の築地、東より西まであつて、其の築地から本國寺塚の川まで、南北四十五間ばかり、東は川を限つて、御堂築地の通、西は同所同前、百間餘であつた。尋いで、此の

地所には、道二筋に町を作り、家中侍衆の屋敷として、區劃をつけた。

慶長六年、教如上人が東六條に移轉してから、本願寺は、明瞭に東西兩家となり、東門跡の方は、西方よりも、伽藍を壯大にし、法式なども花やかにし、洛中の門徒も、四と一の割合であつた。かくて、教如上人は、分立後十四年目、即ち慶長十九年十月五日、五十七歳で遷化し、東の河原で、葬式を挙げ、家督は、當時十一歳の宣如上人光從東泰が相續すべき所、毘沙門堂門跡と、相續問題に就いて、葛藤を生じ、家中も二派に分かれたが、終に東泰院が相續する事になり、門流は益々繁昌の勢を示した。併し本寺の筋目は西方にあつたから、禁中の参内や、將軍上洛に就いての参禮などは、やはり西東といふ順序であつた。

所が、寛永廿年正月になつて、東方から、官位も先任であり、且つ惣領筋であるから、順序をば、東西に改められたしとの訴訟を申出で、其の爲、年頭の参内など、双方とも、一時中止となり、爾來双方より猛烈な運動もあつたが、幕府では、容易に裁決を與へず、數十年の間、年頭参内の儀は、中止のまゝであつた。

以上東西兩本願寺分立の次第、並に其の後の確執に就き、下間少進家所藏の古記録に據つて、其の大略を記したが、確執の原因は、要するに、相續の争ひで、それを徳川幕府が利用し、一向門徒の勢力を二分して、互に相争衡せしめたものである。

室町時代の中頃以後、一向宗の勢力は中々強く、信長も、秀吉も、一向一揆には、随分困められ、殊に家康は、まだ弱冠の頃、土呂針崎の一向一揆に就いて、極度に手古摺り、一時は、自家危急存亡の形勢をも見るに至つたのである。當時の一向門徒は、常に宗教的團體といふばかりでなく、一種の政治的勢で、別院などの設置に就いても其の位置は、政略及び戦略上から、決定せられて居た位であつたから、さうした宗門の法主の相續問題に就いて、葛藤の起こつたのは、嫌といふほど、

宗政團體から、沸湯を吞ませられた家康にとつては、其の勢力を分割するのには、此の上もない好機會であつた。本多佐渡が、「本願寺は、兎角一本にては以來不可然候と存候」と、云つて居るのは、あから様に幕府の政策を暴露して居るものではないが、言外には、其の眞意の那邊にあるかを、暗示して居る様に、考へられる。又太閤秀吉が、顯如上人の遺言なるものを十分精査もしないで、准如上人相續の儀を命じた其の眞意も、明白ではないが、本多佐渡が、「太閤之任置も、分別之上にも、可有候はんと存候」と、云つて居る所から、推察して、やはり本願寺の勢力の統一的に纏まる事を恐れ、門流の大多數が反對し、殊に家老下間刑部卿が極力抗議したるにも拘らず、ある意味から云つて理不盡とも思はれ得るやうな遺言なるものを、其の儘承認して、如春尼の願意を聽届け、無理往生に教如上人を隠居せしめ、以て本願寺の勢力を分かつたうとしたものではあるまいかと思ふ。

(22)

都の東北春田の木林に

這可もある草米を根我等かある

親爺が白頭の子多うとあるや

お米のえり入ん菜葉の肥料

片時女休まぬ鉄とる女の午

翔く類のしづくを見よや

やせ又親爺 やせ又親爺 親爺

やせ又 やせ又

都の東北春田の果てに

ハナヤンユのトメンを根

我等の住家

我等の白頭の子を親とや

洪空の物作飯の精主

夢も言ぬぬんははらの物作

子の泣く我等の悲情を見おや

やせ又 やせ又

やせ又 やせ又

都の都の動物をろい

トラにライオン 皇猫キリン

道をはるく毛断楚

おーいあり行くのいアヒル

終

狼に取られ

首の巻いた狐の跡

ヤメタ くくくく

ヤメタ くくく

子供がけしけりやあまのこ

田と出るときや一人でも

物うり赤子と云ふ跡

親爺の田舎を自慢ひ

俺も娘の利巧が

様も子供を心で

アイタ くくく

終

アイタ くくく

早大の校歌の曲に倣つた歌心の流行歌集も
山舟にえへてゐた。文の部野まんもあの諷刺
ハある様で天女に倣すといふ

〇前記旅の思出のヘッドも解りだが
いろくの子を思ひ起す、解りて前掲の傍
とある

ツキ

一九〇八年から五年迄のブツ通一の汽車旅二人
旅に帰心矢の如くがあれが六七回も
一合を飲む一回一合物も合ひ飽き
語るは談敵さうく傍を無聊を感へた
一週も乗る傍にけつ外國の旅の思ひ

らざるを得るうづら

一 途中で佳きうして出遇ひぬ人七半(感)をす
このの疎(ま)な(田)隈(定)が(目)ある(と)無(系)

一 寓(の)所(業)ある(ま)る(り)

一 東海(道)の(夜)行(汽)車(で)スリ(は)境(や)

時(計)を(拘)ら(ず)其(頃)に(寝)其(の)設(備)

か(無)つ(て)互(江)津(の)宿(に)賦(金)を(ほ)か(ん)た(り)

一 伊(勢)松(改)務(し)桐(ろ)宿(して)二(三)日(滞)在
或(る)日(日)中(出)先(から)物(く)ると(自)分(の)
室(に)飲(帳)か(釣)つ(て)あ(つ)て(男)女(が)在(て)
あ(る)の(に)敬(る)る(ま)さ(し)廢(こ)障(つ)て(其)
名(を)弄(出)し(た)り

一 伊(勢)松(城)の上(に)初(め)泊(つ)れ(頃)に(飯)盛
か(多)敷(客)の(傳)信(する)出(て)淫(を)賣
つ(て)其(頃)の(不)成(敗)

一 城(後)から(東)東(へ)通(る)る(河)水(の)城(の)窟(土)

時(河)の(奔)命(が)此(の)林(原)の(バ)ウ(ツ)ク(な)

一 泊(り)し(と)か(も)ある。板(に)も(あ)る(の)家(を)い(な)

物(の)菜(と)云(ハ)名(も)い(は)る(村)の(堂)を(ま)り
て(山)から(流)る(水)が(枕)に(知)者(く)の(せ)一
夜(を)不(成)敗(の)か(し)れ

一 旅(中)有(る)る(不)成(敗)を(云)ふ(が)人(の)家(に)宿(す)
る(こ)の(窮)乏(を)思(ふ)と(い)ん(る)あ
か(七)傳(へ)し(と)感(ず)る。三(山)松(を)ま

書生時代の旅の日記
書生時代の旅の日記
家よりとまると、往り、旅待を多し、好き
る酒を自から遠慮して三日の長き
湯つた

一 飯後から公府道中、上京する、若し古
から申すと、和船があつた、和船であるから
勤し詰む、生睡、一外、七、満すす、たか
夜船、酒を載せ、走り、よくる、あつた、
淀川の夜船、白、夜、旅中、一、杯、
こころ、くる

一 岡山、舟、と、四十日、に、渡る、徒、歩、旅、行、び、
是、か、横、河、由、途、甲、妙、路、の、一、日、十、七、里、を

大正

歩、し、小、舟、七、冊、子、も、後、笑、の、方、に、
夜、を、免、へ、る、つ、つ、と、東、ま、く、の、
か、ま、ふ、の、他、脚、と、あ、る、い、れ、

一 河上の旅、東海、舟、の、助、七、何、か、の、都、
て、夜、の、け、前、に、を、出、れ、こ、と、か、ま、る、行、
人、の、舟、を、得、る、静、寂、の、境、を、歩、いた、の、ハ
こ、ん、が、初、め、の、終、り、を、あ、ま、る、か、あ、ま、の、足、の、
さ、を、免、へ、れ、日、漸、や、く、上、つ、つ、と、時、の、快、ハ、言、ふ
可、ら、ず、い、ふ、か、あ、つ、た、

一 橋、石、に、お、し、た、任、願、の、あ、る、あ、る、其、こ、
び、あ、る、初、め、の、登、山、の、廿、八、日、禁、制、時、代、に、あ、る
九、橋、石、と、云、く、何、れ、自由、中、古、の、所、に、か、
の、橋、

か陰仕り出るすむと物産相現びあるをいふ僧
居方らしく、流石に静寂甚む旅念が頭を挿
い、拂曉庭におりて冷ぬ浴をやつた時
ハ爽快を覚へた

一 山陰道の旅つづる城の傍の温泉宿に泊つ
た五流る旅費は自分かこ供し、お宝よ不
満もちろつたが、主人の好懐ひ私しの名を
見し、是誠々本はぬく御んと云ひて移つた
か、ゆるりもあつた、その時爽快を覚へた、此の
旅まに校友があつた。

二十三年の夏、本々鹿を遊し、七ヶ井の旅行
をやつた時、氣味合つた所を、とこよひば

泊る主義で、湯島の望物橋とよまなつくとし
三つか湯海を満ち、咫尺の宮へ入る、凡そ
かういふ酒を酔ひ、妓を召し、さうして、
酒の懐き、地び、酒かき、妓とエツツ、酒を
測り、て終に研倒せし、翌日一日を遊
し、此ことを思ひ記す

一 雪中の穢跡り、もあまの興味がある、湯目一白
の雪を、霞むも谷む、無差別に曳くから、酔ふ快
速に、怪我の御念がある。穢るおれを、つけ、け、け、
凡のちあるが、多し、即ち、氣味合つた、こころ、い、ま、の
た、此の旅りの、経路、二十年代、の、教、を、あ
つ、た、境、が、深、い

一 自今の内訖と離れて満州をおとすべしといふ
 外四の觸れは惟一の例は朝鮮陽海を
 経て北京、北いた。奉天から北京りの汽
 車に乗ると今くの外四の支那の汽
 車と乗ると今くの汽車の内部は日本の式に
 異ならず、ビールも日本製のものあり。こ
 ち来り、喫茶の概は日本製候か溜まる。茲
 こ支那の氣分をつつく味いさなれ。此の汽車
 の露水の貴族のナレの果が涼をさるる者
 の十数人乗つてゐる。外四人と多し。昔が
 亂るる時行休をとるものありつくく南

支那

といふ。

一 五日間益京と清在中へキン飯店にたつた
 ころは東洋と稱せしむる大旅館●純西海
 式の旅館、めづるは旅館、寝室の
 装飾、~~い~~も行き届いて此の遺域
 無のれ。西洋へ出うけた行旅のちの自今も
 此宿に泊りて大いなる西洋の氣分をさるる。この清
 在の短かいのを遺域と思つた。
 一 馬山に宿つた経験は、皆露宿をひらき
 市士山の七全目と中宿場も二泊し、此が、皆を
 岩窟式の宿舎のあり。御山嶽を登つた
 時も同社連中か泊する者あり。大きな家

國休

かあつた。何れも高地地から原始的の味
が漲つてゐて、人寰するの味がある。市士は
凡そ過つたから、唯々心地かした。鑛山
地は尾尾も北海道の又張るも石した。
故り高きいゝいゝが、鑛山氣分があつて
特めまゝのがある。

一 砲の内、二種物おのゝの大隈屋に砲台しての
故り、いつか自合が半量をして、此汽車を
このつ七二車停り切て各驛から雨合の爲
め、車中へ入る来るよあ多く、太陽氣を
砲り、洋股場合の自合七洋股の着づめて
砲合をつくと、いつか訪客の包圍を受け

まの自合である。奈、遠境を頼んたり
よの、吾ん先きと年ふの、おのる能道を
極めた。和後から城中、行く時、汽車
の時刻が遠終、よの爲め、城中、此回
の時刻が狂つて、此市の面倒を生じ、こ
とがあつた。此時も城中、入るとある者の
包圍を受け、大隈屋を、敵を出してや
つと時、時刻を改め、爲める差の、和後、新
に、出さずして、遠境を、所かあつた。此後
今、解散せん、炭が首おとると、各地を回
り、さう時も、自合の大隈屋後、援合の
合長と、砲り、此時の各驛

停車の時、清院と云はれから全く私例の如く、高利
の故りかあつても、近懐殊々深いよふがある。

一 早大経巻の爲の数次資金募集、**東山**、**西**
其他の地方に旅し、其月の数を九、十、数回、
湯の、一々本に去く清生して一ヶ月、二ヶ月、
三日、に旅費生活をやめ、此れことも此れ思ひ出、
こゝに難い。別目的に旅すること、無味
が、日々同じことを繰り返し、お手に入らない、
無心沙汰であるから困しいこと、ハ、**非**、**非**、**非**、
おとそ、こんを、**神**、**性**、**と**、**障**、**る**、**こと**、**の**、**無**、**い**、**何**、**日**
かめ、**も**、**要**、**欲**、**と**、**得**、**無**、**つ**、**り**、**す**、**る**、**と**、**夜**、**七**、**様**
ぬぬ、**こと**、**も**、**あ**、**つ**、**た**、**と**、**春**、**集**、**の**、**地**、**面**、**を**、**保**、**内**、**て**

東山

示して、こんこそ一字千金の余が**福**、**徳**、**也**、
敷、**れ**、**れ**、**の**、**七**、**地**、**吹**、**の**、**心**、**意**、**と**、**氣**、**が**、**あ**、**つ**、**た**、
一 新河の旅舎で、略半して一ヶ月病床に臥し、此の
旅に病んだ唯一の例である。幸ひ、郷里の旅
舎に、あつたから、親族も、日夕看養、
を、**各**、**し**、**て**、**く**、**ん**、**じ**、**の**、**順**、**補**、**に**、**任**、**じ**、**て**、**保**、**し**、**得**、
後、**數**、**年**、**本**、**復**、**し**、**り**、**と**、**り**、**た**、**と**、**ん**、**の**、**今**、**も**、
三十年前、**日**、**自**、**分**、**の**、**一**、**生**、**を**、**書**、**す**、**る**、**に**、**此**、**の**、**病**
患ひがある。

九月廿四日記

一 初方横波に流つたとき、**東**、**山**、**主**、**松**、**平**、**頼**、**壽**、**伯**、**の**
岩おとしく、ありて、田行し、**松**、**平**、**頼**、**壽**、**伯**、**の**
り、**日**、**々**、**松**、**平**、**家**、**か**、**ら**、**五**、**六**、**人**、**乃**、**五**、**七**、**八**、**人**、**が**、**又**、**本**

一 別府の温泉に浴した時男女の子を折られた大坂を
乗船したか二人を乗る、船室の外に飯をまく、
火のつろ、集れか、公を、自分の考めの傷ひか
る、困つたか、兎が、船室のどろ、食を、
て自分か代を、し、濁んた、別府と、浄を、初め
て、野馬活を訪ふた

一 彦崎の臨時演習、此の時、往く時、も、
時、大能遊む、日、おの、日、表、演習が、日、
から、悔、快、む、ち、つ、た、彦崎、の、ま、か、論、
べ、て、寒、か、つ、目、を、考、い、或、る、寺、に、
この、比、が、不、便、考、い、り、か、自、分、の、友、人、の、
の、家、に、泊、し、た、さ、を、協、賛、の、月、が、果、て、悔

一 彦崎の臨時演習、此の時、往く時、も、
時、大能遊む、日、おの、日、表、演習が、日、
から、悔、快、む、ち、つ、た、彦崎、の、ま、か、論、
べ、て、寒、か、つ、目、を、考、い、或、る、寺、に、
この、比、が、不、便、考、い、り、か、自、分、の、友、人、の、
の、家、に、泊、し、た、さ、を、協、賛、の、月、が、果、て、悔

○九月廿五日、乗船、散策、本町、下谷、の、玉、作、を
訪、つ、て、國、者、を、過、つ、一、二、を、獲、て、歸、る、

一途玉帖

一帖

此、書、有、時、北、海、の、山、水、の、ス、ケ、ウ、キ、原、を
を、始、り、し、み、つ、る、こ、の、ま、は、海、國、を、七、十、九、
を、數、め、日、本、の、外、佛、羅、蘭、瑞、澳、が
あ、り、往、年、北、の、刊、本、を、見、つ、た、こ、と、あ、り、
幕、末、の、お、も、の、内、を、し、も、上、梓、し、つ、つ、お、
る、ん、各、紙、最、後、紙、を、け、ん、も、目、卷、
頭、に、北、海、の、題、字、を、あ、り、
カ、植、頭、石、方、冬、玉、作、の、撰、書、

内如見を

梅聖俞句

明沈康成冬至題

北海漁父 □ 漁

紙の表紙に逢玉帖と自題するは
此の題む句に因す

本邦山々の実相を因するもの文
旭山の園ありと景潤色多々此
一書下の文字に流かざる也
京園氣も疎とよし、北海を
何故を却りたるか或は漢の

漢の

と出づ歎及得るを元ぬふ
を屋の年しと出づと云ふ

刻をよめてお記を抄す

一 醒

園 録

唐 書

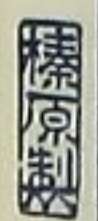
一 冊

北考羅江李化梅 石亭子の年物
に傳ふ、刻更書し余一時友の
の撰書を集めてのことありと云
を獲るは今次を如のとす、
舟ののり花しを嘗つて南藝文
庫に定めてんは内この也

一 北老双六

一枚

北の双六草子字なるもの形もあつたは
ちゝあゝあゝねあゝの時代あつた和次
よあゝあゝん歎、信田の文句とて虫蛇を
えり、まを回すしやゝあゝに既向あ
り、陸の回も北あゝあゝあゝゆり出し
かへるとあゝ、上りも三番あゝの回あゝ
鈴あゝと信の文もあゝ北老形を添あ
こん既向の一回とあゝ、併しあゝあゝ画
ハ既老んハ皆信田の文句、因めり行々
の回を生しあゝ、



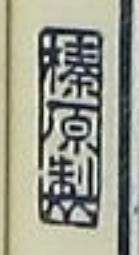
一 西冷北布衣遺著唐本 八冊

北書西冷七印人の待文を輯むる心
高の著るべき、居る余昔年
此者を受てし前年七束のり、ことあ
然れども悪放りし、かこん在
也、印を執ぶ、よのば、因北書無
のり

北書の外、山陰の城島漫文の風流集を獲
た、以て集るるもの標題、このお冊さうか、あ
こん目、觸るる(ま)き、あゝ城島のい、あ
の地、北老を足ん、あゝの思、あゝあゝ

ぬ、玄武洞其地の風景七回しあり、柴栗山か
名を命し給ふも、夜ふの橋のさす七見へてあり、
此橋の今侍村北口よりあり、今ハ惣橋一と名ぬ
茶をすこしある野店とす、さるとか、七とハ臨川
亭といふて、風俗雅俗の山ありと名ぬ、さるとか
おひたる所といふ、栗山か書き異て給ふ、高野
の北目こ左の宿終ある、お七しありし

昔年依河吏人某来能孫女橋塔の月
之美以素命名、依河北海中絶島
也、余雖未履其地、然信其言而想其
景、然於是書杜句以興焉、後余に屢欲
橋迄徇元周條、皆池上別荘、前對東台



水月媚の、殆類為杜句設者、因又之、
橋以此句、今来杜句、山あり、
氏橋之比也、於是又考此賞之、
此句者、海内蓋三云

征夷府侍河原貞茶部彦記

柴橋士碑

寛政六年六月、
皆而者、橋并、
舟山

文化四年六月初十日、
政柴部彦彦輔、
本州医生里崎輝寿、

政佐酒及三城於肘腋、聖滿州女真於它
天之外、把酒浩然、有曠世之懷、以人三上
順憲及兒允升從

碑北日記 云

在武田子魁名去於一瞬、若里痛快之餘、
華骨骨音、矯氣款、獨去如大海、如海也、
蓋子之流、城、余、余、俱焉、探、探、亦、亦、
從矣、也、也、獨不嗟夫、轉眼、殆一紀矣、
子也、推矣、緬然、長思、感、感、山、山、一、一、道、道、不、不、朽、朽、之、
者、者、為、為、本、本、滿、滿、熱、熱、政、政、土、土、政、政、久、久、義、義、時、時、文、文、化、化、十、十、四、四、年、
八月十日 出石教授櫻井維溫跋并書
示村瀨原村之持碑 云々

雄英、嶧山野火焚、爪、爪、氷、氷、雪、雪、亦、亦、結、結、只、只、要、
石、石、刻、刻、長、長、無、無、恙、恙、誰、誰、尊、尊、昔、昔、第、第、須、須、庇、庇、地、地、支、
城、城、崎、崎、往、往、反、反、以、以、存、存、作、作、者、者、為、為、是、是、遂、遂、謀、謀、修、修、一、
也、也、耳、耳、保、保、後、後、持、持、士、士、文、文、字、字、全、全、吾、吾、錄、錄、此、此、附、附、驥、
焉、焉、事、事、出、出、聖、聖、外、外、不、不、獨、獨、庇、庇、成、成、之、之、主、主、也、也

段字村瀨聚

予山陰の流の、城崎、こ、お、お、入、入、こ、こ、采、采、山、山、雪、雪、也、也、の、の、を、
少、少、き、き、と、と、其、其、の、の、遺、遺、蹟、蹟、と、と、碑、碑、を、を、見、見、る、る、を、を、得、得、と、と、し、し、今、
臥、臥、淵、淵、集、集、を、を、見、見、て、て、百、百、の、の、不、不、満、満、を、を、満、満、め、め、と、と、云、云、ふ、

玄武洞、ハ、姓、姓、也、也、其、其、の、の、光、光、景、景、者、者、目、目、目、目、者、者、
在、在、の、の、思、思、を、を、有、有、す、す、今、今、臥、臥、淵、淵、集、集、を、を、見、見、る、る、に、に、保、

稱石山、舊有石柱洞、蜂窠洞之名、而禁
道士命之曰玄武洞、至此名始定矣。

とあり、多く名人の詩を採りあり、

大正八年の夏、此地に同じ院あり、温泉水
の状を尋ずや

高一碑と脱字左に海記す

禁碑士碑

石壁凡五段、横二尺、款在
左側、曰邪書、碑背有源
頭記、源頭記、稱開口、清水
州、出石、西保、住

爪重源帰山吐月、濯纓歌罷水揚洞

碑北日記

丁卯季夏、栗山禁院、浴後、福祿庵、巖壁
此、搦、賞、六月之美、因命名、以杜句、且
書一聯句、以賜主人、景、者、余、養、病、未、起、
主、托、余、曰、杜、句、已、扁、焉、聯、句、則、未、虧、
而、為、不、朽、之、計、余、流、而、不、果、者、殆、十
年、今、茲、天、保、癸、巳、年、遂、與、友、人、并、上
願、卿、打、謀、摸、勒、上、石、以、質、堅、微、得、之、玄
武、洞、之、距、湯、湯、里、許、士、人、稱、石、山、其、洞、破
結、光、州、如、鋒、窠、蓋、洞、名、亦、先、生、所、命
也、故、併、記、云、出石府源頭

○此人の花印譜を元中一永改在縁所符の
印影を元々其の印文に

我念梅花、梅花念我

の一字が刺しとあるは、何れをいふ歎しみのあ
る語であらうか、石埭の婦人が梅を畫しはから
此印を珍賞しはるお事(事)といふこと、其れに何人
を追憶した。

○責のべき性徳の無いよめが、あちの責り物
と目うつるゐる妻体のものを前に掲げたこと
があるが、高きくくこと此れに似てゐる。珍
しくも、この娼婦の情を責りもがは、即ちと
り、堂人の責を責りて堂一務を責り、動事

るは徳を責りて、其のよめを責りて、其の責りて、天
堂一務の徳を責りて、其の責りて、其の責りて、天
して来た。多くの支那人の日本へ来たとき、其の責り
書と書いた受けてゆくり、日本の其の校を其の校と
嘲けられたこと、其の責りて、其の責りて、其の責り
を責りて、其の責りて、其の責りて、其の責りて、其の責り
方、其の責りて、其の責りて、其の責りて、其の責りて、其の責り
の徳を責りて、其の責りて、其の責りて、其の責りて、其の責り
あつた、其の責りて、其の責りて、其の責りて、其の責りて、其の責り
あるところ、其の責りて、其の責りて、其の責りて、其の責りて、其の責り
し、其の責りて、其の責りて、其の責りて、其の責りて、其の責り
とか、其の責りて、其の責りて、其の責りて、其の責りて、其の責り

あるから、また後考うべき腔あるは是れぬか、

の探偵小説は、人間の本能的趣味といふべきもので、
て、意欲するものなり。此の趣味は、何人も潜在してあり、
人の言ふ所のことを面白がる、人の秘密を自ら探知する
傾向を、犯行を憎むる、また人を探知せしむる、冒
険に興を感ずる、犯罪を多々のゆゑに、女が纏綿
ある。冒険と性之義侠が伴ふ、ロマンチックであ
りトラジックもある、人の本能的衝動の動くのも偶々
ある。婦人と犯罪の書物の割合をいふと、多々あるも
此故である。多くの小説が題材を婦人と犯罪に
充てる。此故である。活動言士に探偵の志がある、
のも此故である。此項探偵小説家江戸川乱歩

の探偵小説は、悪人志願といふ書をも後人が受ける
人々のあることと探偵の範囲に龍巻して
てある。目人と人との交際、對面、互ひの胸の探
り合ひである。政治の外交、軍事、社会、美
術、音楽、探偵と離れぬものがあるといふこと、
探偵と云へば、
犯罪小説といふ限り、やうな著る。解せうな
わけんを、廣ういふ意味で云へば、探偵は、秋意、
である。何れも、探偵といふものは、多々の探偵をいふ
すること勿論であるから、探偵小説家の見解も、
敢て不問である。如何なる人も、猜忌心が、疑
念がある。随つて探偵を入ることは、日常、免か

九多の常套事である。小説に仕込めんと探偵小説の
その異の最も高調に達し此の事あるから、巧みなる
かんじりの、其の傾向がより板であるかあるを、讀者
を緊張して巻を終るまで熱中せしむる、透平丸
として思へば不可解の事も解神かつき、意匠無
執着の事か合理と云ふ、近世の科學思想を應用し
ての構思だから、そえが持て難さるゝの、無現の無
い。科學の無かつた昔は、たゞ今のことごとく、今頃の偵
探小説の無かつたや、探今その探偵趣味の籠つ
た物語や小説の考へたや、さうさうさうの、復讐
物語や、流家騒動の、浪人物語、武術自傳の
侠客傳や、駆逐物語、宿望傳を、いふ多し

常套を外れたもの、探偵趣味か伏し人の無
味をそつてある。此等の物語や小説は、今
の探偵小説家か題材としてあるか、あつた
具いつてある。今犯罪の、交渉ある日本の重厚
過去の題材を、久鶴の思ひ出さう、ちきつて
見ると、**嘆吐**の五六十八ある、探偵は、い
ふ七ある、いふ七ある。

探偵資料

一 隠居 泥棒や捕物頭 人の解(解)難(難)い(い)の(の)
 一 合(合)ひ(ひ)て(て)ま(ま) 敵(敵)味(味)方(方)を(を)合(合)つ(つ)考(考)り(り)用(用)め(め)る(る)
 一 暗(暗)罪(罪) 大(大)戸(戸)の(の)京(京)山(山)公(公)が(が)又(又)り(り)か(か)ら(ら)暗(暗)罪(罪)を(を)
 正(正)つ(つ)私(私)記(記)し(し)る(る)を(を)用(用)め(め)る(る)に(に)東(東)湖(湖)の(の)見(見)
 不(不)要(要)な(な)事(事)を(を)し(し)て(て)幕(幕)府(府)の(の)御(御)物(物)を(を)振(振)く
 〇(〇)り(り)し(し)か(か)ら(ら)和(和)と(と)疎(疎)め(め)ら(ら)れ(れ)る(る)事(事)も(も)あ(あ)る(る)

一 八幡の教壇をくらす

一 善光寺の戒壇めぐり

一 蓮華半生生の飛鳥

一 鐘公附(附)し(し)る(る)あ(あ)る(る)人(人)生(生)洞(洞)窟(窟)地(地)を(を)三(三)心(心)の(の)
生(生)送(送)ら(ら)ん(ん)に(に)よ(よ)り(り)あ(あ)る(る)飛(飛)く(く)つ(つ)の(の)家(家)を(を)一(一)切(切)木(木)
 舟(舟)を(を)用(用)す(す)

一 八十八ヶ所 飯後(飯後)西(西)鐘(鐘)城(城)と(と)あ(あ)る(る)自(自)然(然)石(石)二(二)つ(つ)あ(あ)る(る)
 一 行(行)の(の)八(八)幡(幡)の(の)教(教)壇(壇)を(を)く(く)らす(らす)也(也)

一 城内のぬけ道

一 待合の廊下 懸(懸)の(の)あ(あ)ら(ら)に(に)初(初)め(め)り(り)ん(ん)ど(ど)き(き)に(に)
 身(身)を(を)隠(隠)す(す)事(事)

一 椿岳の室 四(四)方(方)の(の)に(に)あ(あ)る(る)下(下)ら(ら)ぬ(ぬ)の(の)の(の)
 穴(穴)の(の)あ(あ)ら(ら)ぬ(ぬ)

一 塔

一 辻堂

一 寺の横門

一 穴蔵

一 椽の下

一 糞室

一 監察目付

- 役人同士の監察 外人の注意を惹く
- 團事探偵 維新の頃に行われる
- 虚無僧 氣味のよき人物
- 人身御供 愛の神に捧ぐ
- 侠客の犯人かくすい
- 辻斬
- 毒殺
- 離散の捜索 仇討
- 侍家の寶刀 土蔵破り其の技を学ぶ
- 徳政 犯罪の主要な原因
- 流家騒動
- 流家流

河津

- 釣天井 暗殺の最大秘術
- 獄中の暗殺
- 駆落
- 梟首 ひきまの肌 首ぬき人
- 勘当
- 女芝居 斬こみ 女の助かる法権のあり
- ごまのこい 必死のつき纏ふこと
- 箱のし さうり一行 二代目大江のす
- 流家世中亂行 男子を箱に詰めこむ
- 典醫の密使 市中婦人近のき早の男
- 茶坊主 出陣の云次
- 志ころ顔中 覆面器具

- つとれせ
- 密輸入 沖賣易
- 心中
- 寺入り 犯人の逃げ込み場
- 積胎 之んをよめる家のあり
- 如かたき 女中の復讐
- 変装
- 路次 犯人のいそぎ
- 誘拐
- 牢屋 白砂
- 七賊
- 所奴

- かん伏 帳中へ密伏のあきことの今
- 百物語 伏候語を交へて時中へ後考
- 寶物破り
- 海賊
- かこひこゝろ
- 質屋 贓品の隠れ場
- 御書 御子、放逐 御書を奪ひたす
- 入水 経死
- 湯あか場 湯の熱い場
- 手品 犯罪に關係せんと探偵脈のあ
- 騙り 白上

一 辻番 走回り

一 隠密 往來の内情偵察の爲め物取の事

一 玉掛不

一 博徒

一 賭坊

一 金助

一 杖披

一 間夫

一 類冠

の自合花名ハ入一きを好む今も忘るる事あり
もふ二枚の枚額と見出す一良寛の札解
の二字を彫りたるものも往年日自らの好む
投とんとし金津ハ一とてはあてはふ事あり
つと掲げたることも多く煤氣鐵を焼く事あり
一枚の幅一尺許の枚額あり 庵の二字
を刻し一字のものを傍らに置ぬ前光通
が方叔受書之とありつとありつとあり
こ背面をえり山城四乙訓郡山崎ぬ
喜屋有千利休茶店盧是古時所掲之
一編一額摹写以呈 孝花亭主三石天保丙
辰初と書しあり此額を茶室に掲ぐ

早速整爾君略歴

(明治元年十月二日生)
 (大正十五年九月十三日没)

年	次	事	項
明治廿年	七月	東京專門學校政治經濟英學科卒業	
同	廿年十二月	埼玉縣私立英和學校長代理兼教頭	
同	廿二年一月	博文館編輯員	
同	廿二年十二月	藝備日々新聞社長兼主筆	
同	廿六年三月	廣島商業會議所特別會員當選	
同	廿七年四月	廣島縣會議員當選	
同	廿九年四月	廣島縣會市部會議長當選	
同	卅一年七月	東京法學院高等法學科卒業	
同	卅二年二月	廣島商業會議所會員當選	
同	卅二年三月	廣島商業會議所副會頭當選	
同	卅二年九月	廣島縣會議員當選	
同	卅二年十月	廣島縣會市部會議長當選	
同	卅四年六月	廣島市會議員當選	
明治卅五年	八月	衆議院議員當選	
同	卅五年十一月	廣島商業會議所議員當選	
同	卅六年二月	廣島商業會議所會頭當選	
同	卅六年九月	廣島縣會議員當選	
同	卅六年十月	廣島縣會議員副議長當選	
同	卅六年十月	營業稅審查委員囑托……大藏省	
同	卅七年三月	衆議員議員當選	
同	卅九年四月	叙勳四等授旭日小綬章	
同	四十年二月	廣島商業會議所議員當選	
同	四十年三月	廣島商業會議所會頭當選	
同	四十年五月	廣島軌道株式會社取締役當選	
同	四十年六月	廣島市會議員當選	
同	四十年十月	日清燐寸株式會社取締役當選	

年	次	事	項
明治四十二年	七月	衆議院議員當選	
同	四十三年四月	生産調査會委員被仰付……内閣	
同	四十三年六月	廣島市會議長當選	
同	四十三年七月	廣島電氣軌道株式會社取締役當選	
同	四十四年一月	廣島市會議長當選	
同	四十四年二月	廣島商業會議所議員當選	
同	四十四年三月	廣島商業會議所會頭當選	
同	四十四年五月	山口瓦斯株式會社取締役社長當選	
同	四十五年五月	衆議院議員當選	
大正元年	八月	韓國併合記念章授與……賞勳局	
同	四年二月	廣島商業會議所議員當選	
同	四年三月	衆議院議員當選	
同	四年三月	廣島商業會議所會頭當選	
同	四年七月	任海軍省參政官……内閣	
同	同	叙高等官一等	
大正四年	七月	官業整理調査委員被仰付……内閣	
同	四年八月	叙正五位……宮内省	
同	四年十二月	依願免本官	
同	四年十二月	衆議院副議長ニ任ス……内閣	
同	五年四月	勳三等旭日中授章……賞勳局	
同	六年四月	衆議院議員當選	
同	六年十一月	金杯一箇ヲ賜フ……賞勳局	
同	八年二月	金杯一箇ヲ賜フ……賞勳局	
同	九年五月	衆議院議員當選	
同	十三年五月	衆議院議員當選	
同	十三年	任鐵道政務次官	
同	同	任大藏政務次官	
同	十四年八月	任農林大臣 叙正四位勳二等	
同	十五年六月	任大藏大臣	
同	十五年九月十三日	逝去、特旨叙從三位勳一等	

の文にら前高村光重と梅河真とを合し
 此折時代の感化に強きものこそあることか
 ぬけをぬくといふ話の出れば先中の高野山の
 ありし金堂の薬師山末を彫刻してある
 ように此佛のありては、こんと作られた佛
 像も今の時より田原にせんとせんと此六体の佛
 丈の字もさうとうあるが、これに存する薬師
 山末を彫刻するもの、觀とするのは、治平料
 ろう、此金堂にある像の、弘仁の物と心
 して、高野山とさるゝもの、赤松仁の式
 二飽まの頸とあり、左と右の式もさるゝ
 像とあり、これを把つてさると、頸と手

聖徳太子

といふも、さるゝもの、さるゝもの、
 造り、さるゝもの、ガングリ浦子、
 の、困るといふこと、偶々、此名、
 を、十年、嵯峨天皇の御代、
 る、此本、此名、此名、
 の、

和名

六時、此名、此名、
 病、除、此名、
 〇、此名、
 心、此名、

あまのこころ増院中、最も壯大なるに北院を才て
推す、あ合若し、さる盛んなりし院とおしく
仁伊名を國令、又まゝ、何れ院とも檀契
多く採らんあり、乃ち左に之を録す

伏竹右京屋 松平大和屋 上杉源正屋

太田原元屋 柳生但馬屋 松前隆之助

石川中務屋 大関藤太屋 伏見重政屋

檀契の多き、ハ斯くあるか、北院の
大師自心の日録あり、入定の前日北院とあると
せん、此といふの、廿日大師の名ありと云ふ。
○ちやの墓所の西なるを、冬葬といつたと思儀
の風概は、打ん、甲申、室宿多くと云ふ、元朝禁

禁

せんといふ、ハ畏敬の心を起すことなり、大師の
性山集言、野放界文云々

沙門遍昭金剛敬白、此道ゆ者、善以五類

法天及地水火風空五大法、亦此朝開

闢以來、皇帝、皇帝、尊皇、一切天神地

祇為檀主、伏乞一切冥冥書一、夜擁護

助果此類、

引、後、所、開、か、る、墓、所、聖、延、長、十、八、所、

墓の數、い、萬、を、以、つ、て、都、上、の、帝、皇、と、法、屋、

武將の靈魂、皆、こゝ、に、眠、り、一、々、墓、を、採、ん、人、死、か、ら、

名家字書、の、赤、引、を、見、さ、か、め、し、名、所、固、令、す、る、

概、括、し、之、左、の、如、く、記、し、ま、す、

此橋(一橋)より御廟とあるまゝ道の左右に公家武家とてしめて深遠居士に更なる法内の法名家農高の男也力士能仁の類も其碑碣累累りしと列千葉といふ教を知らず各流を守護して香華を擲り菩提を希ふもの多し就中一番石塔の如き高大眼を射ぬるあり朝野役士の碑の如き武夫を憶懐せしものあり木阿保の七石塔親承上人の碑の如き朱文心のまのこころあり其化列衆の祖父の碑大なるに衆碑に魁出ると若くはなる殿宇を共に五乗を慧ひり輪奐せり或は善志を建て石の石廊を廻らる又説とありしことあり

石廊

皆青祇大師と共に三分の曉を幼すとといふ深き因縁ありしとありん

此の文中一番石塔とあるは五輪の塔も出宗源院殿の碑も駿河五棟清田公追善福の爲の建つ所といふ高さ三丈鉄石二河四言と曰ふ其の巨大なる故をゆつて一番石塔の名あり二番石塔とありしは浅草寺の碑に在り故に斯くいふ釈尊上人の碑は三角形に周圍に梵字刻しあり墓地に墓をへり交つて踏む法を傳ふもの石の卒都婆にありてこんど此佛時宗の名や太上天白とあり刻してありておのづから道標とありてある密教に於て卒都婆の大なる意味ありしものなり

せんが互いの比所、即ち澤土と云ふの事ある。大師
が山を開かれ比時より木の辛都邊のあり比で
あつたか、せんは朽ちて、後永久朽ちたる石造の
このを云ふこと註思ひまの比の、その教上人は日
文永の初めから、註年間、勢方成切し比の比と云
んておふ、比の辛都邊の山上の靈地は樹をえ
んの多しと云ふ、山下註人び、自ら行路の道標
と云う、其教二る式十を教く、今の新道が出来
来、比等の石標は離れ、華第の埋まらうて
願、註このもまの比、比の堂の完成、堅く難
く、あつたこと、志係に傳ふある。辛都邊に
刻とある、註字と漢字の云と云ふべきこと、

河内

ある漢字の世者寺行法(或は寺子行法)の
華比と云ふのである。文永以後式田か修禪の
子七あつたか、註創建、其後のこのか云と多くな
し、その森敷の上から云ふと、名家の堂も
七地方が貴いのである。乃ちこのまてである
所が全、註別界三十七等、註船花界の十、註の
の座位、註其の、註園の、註美の、註る、註の、註眷族の
座位比と云ふ、註比から、註即ちまこと日澤土がある
の比、多くの寺侯もこの文書も失せれば、野山の比
久遠と云ふこと、註比の石、註辛都邊、註あつた、註ある
らぬ、註堂地、註ある、註墓、註に、註実、註跡、註あり、註た、註い、註よ、註の、註無、註の
名、註石、註圓、註の、註ま、註を、註い、註ま、註す、註の、註比、註に、註無、註と、註云、註う、註比、註の、註ま、註を、註い、註ま、註す、註某

の墓と信じてゐるものがある。又、延喜式に
年間、町に平塔造り、碇石の墓、古く、
か多分多くの墓を、碇石の端と云う、
よのひあしう、と、平塔造り、
のり。

エルトン夫人の墓を、
石を山内に建て、
と、中、
を、
人々、
と、
とい、

碇石

流行の時、大帥、
比を、

の田中、
ハ自殺、
大、
つ、
死、
と、
か、
だ、
の、
せ、

神ニ異状を生じて終る者、狂しむ、引く下平人、
お千のうらなぬことなるうらなぬが、他の二人、松井、
ら、いさゝか誰うらなぬや、か知れ、五福である、無論、南の
冬加し、うらなぬが、他の二人を、知つて、おぬ、此、
る、あへ、徳者、に、逸れ、果、なる、や、否、や、と、い、
七、角、を、親、聴、び、一人を、威、嚇、して、口、供、を、取、つ
て、其、の、書、付、が、壇、滅、し、附、を、ん、ず、存、存、し、て、お
る、心、新、内、閣、の、敬、て、視、聴、し、是、を、見、て、事
態、の、大、略、を、推、し、得、れ、と、ある、南、後、捨、つ、と、犯
罪、四、角、の、為、め、殺、害、す、る、と、い、真、に、容、易、なる、
す、る、事、也、而、も、以、府、者、が、教、唆、し、て、る、と、い、め、れ
と、あ、つ、て、い、ま、と、あ、つ、つ、へ、き、悪、者、と、云、つ、つ、と、い、
と、あ、つ、つ、と、い、つ、つ、と、い、つ、つ、と、い、つ、つ、と、い、

河内

の

○琳琅関より荀子一部を購ふ、九月廿九日記、此本也

荀子 二十冊 一帙

世徳堂刊仿宋本也、此本初印より、
桐心、世徳堂刊の四、以、子、目、を、さ、し、あ
つ、つ、あ、つ、つ、初、印、を、あ、つ、つ、あ、つ、つ、
入、諸、家、の、校、勘、を、録、す、細、書、甚、精、
各、卷、美、ら、あ、つ、つ、あ、つ、つ、あ、つ、つ、
瀬、本、う、ら、な、ぬ、と、い、つ、つ、と、い、つ、つ、

○以在、後、校、頭、の、中、央、公、論、を、後、と、い、つ、つ、千、代

松の自家に歴のゆゑあるの感興を惹くところあり
た。多々の書大に就て多々んじ。ロジラロジの先生マ
カツデーは其の終是の説があるに進化論を採
し一人が松の進化しといふことハ間違つた説
だといふとあるハ初身だが誤り無き。然るに
其後モリス大が老のそ来て進化論を採ひ其の
ごまの説がその果を以て成しといふ。その誤りハ
ワカデーのあき人とする。異論があつたと云へる。
其のあき人の扱は其の扱の時モリスを頼んが
演説をやつて其らに石川が通譯しといふこと
とも其の記曉の事。其の所モリスは大
隈房に頼んで其の書を多々の油を採つたと

松の自家

れにことあるをうた。其の松の石川の随伴して其が
モリスの獲の油子があつた。うまいのひまは
多々の惹き入んといふ。全部の油をモリス
大に採つてんじ。ことかある。其後其のモリス大
を評し、その人が荒し外交官にあらぬ。油
断の多々のと云ふことある。其の評はあつた。
モリス大はあつた。油子のよひ人のあつた。
石川が其の中休め。フエントンの随伴して其の採
集の多々のを其の時、採り多く出てみるが、盤
梯山の登る時、其の打虎に迷信の誤り。三河
肉を絶つて、うけんが登山する。何か其の
かあると云ふのひ人夫らに其の備に應じらる。

内地雜居物語

尾佐竹 猛

内地雜居物語

(本欄313)

外國人に土地を賣るといへば、それこそ文字通り賣國奴だといつて背筋を立てた。といふことは、今では下手なユーモアにしか響かないが、このやうな思想はなかく力強いものであつた。領土權と所有權との區別：今の進んだ經濟學說では同じよなものであるが：：をゴツチャにした頭は舊幕時代の敬愛すべき我が攘夷家諸君ばかりであるかと思つて居つたが、焉んぞ知らん明治大正の聖代にもこの種の優秀民族が少からずあつたことは聊か面食つたのであつた。

外國人に土地所有を許されたのは大正も末期の大正十五年十一月十日からであつた。しかもこの法律案は議會を通過してから約十年を経て始めて實施せられたといふ法律案のレ

コード破りであつた。法律案としての議會へ出る迄の悩みと、議會通過の苦みとは随分あることであるが、議會は通過しながら法律となる悩みに多年かゝつたといふことは恐らくは憲法史上空前で、また絶後であらう。勿論その永くかゝつたことに付てはいろいろの事情もあつたやうであるが、右に述べた思想が黒き背景となつて居つたことは想像に難くない。

大正時代既に然りであるから、その以前は此思想がまだ甚しく甚かつた。明治三十年に東京商業會議所が、外國人に土地所有を許されたいとの建議をしたときには世論は轟々たるものがあつた。日本弘道會長文學博士西村茂樹氏は演壇上に涙潛々として、斯る非國民

的思想は死を以て争はねばならぬと憤慨したのであつた。最も事理に明なる萬朝報は經濟的にその當否を論じたのであるが、それでも所謂賣國論は有力な反對論であるから顧慮せなくてはならぬと論じた程であつた。

これが、ゾーツと遇つて幕末となると多分の滑稽味を帯びて居る。文久二年に竹内下野守一行が和蘭へ行つたとき、アムステルダムで珍問答が始まつた。

使節「このアムステルダム府の土地は賣買勝手なるか」

和蘭人「固より自由自在」

使「外國人へも賣るか」

和蘭人「値段次第、誰にでも」

使「さればこゝに外國人が大資本を投じて廣く土地を買占め、これに城廓砲臺でも築くことがあつたら、それでも勝手次第か」

和蘭人「そんなことはこれまで考へたことはない、如何に英佛その他の國々に金満家が多いとて、他國の地面を買つて城を築くやうな馬鹿氣な商人はありますまい」

といふやうなことで双方共に要領を得ない。随員で新智識の福澤諭吉先生はこの問答を見て、日本の外交政略は凡そこの邊から割り出したのだから、たまらないと慨嘆して御座るが、福澤先生の慨嘆されるやうな頭の持主はこの後何十年間も幅を利かして居つただから愈たまらない。

しかしこれ等は幼稚なる世相を物語る一場の談柄として済むが、こゝに明治劈頭に外交上の大問題となつた外人の権利關係がある。

明治元年閏四月、朝廷函館に裁判所(裁判所といふのは府縣廳の意味で法衙では無い)を置き清水谷公考を總督とし今の北海道を管轄した。この時は新政府の方針として北海開拓が重要な政綱の一つであつた。この時横濱に居つた普魯西人ガルトネルといふものが豫て北海の富源に目をつけて居つた際だから、函館在勤の參與内務事務局判事井上長秋(今の浮世繪研究家井上和雄氏はその令孫である)はガルトネルと相談し、年俸四千弗で同人を備入れ七重村の土地三百萬坪の開墾を爲さしむることに約束した。がその本契約を締結

論 公 衆 中

するに至らずして長秋は行衛不明となつた、といふのは出張の途中難船したので生死不明といふことになつたのである。眞に惜しいこととて、この人の識見といひ、その岩倉公に信任せられたこと、いひ、今少し長命であつたならば大に榮達したこと、思はれる。がこれは本稿に關係が無いからこれを略するが、こゝで話が消えたとした處へ、舊幕臣極本武揚、大島圭介等の軍隊が破竹の勢を以て攻め來り、北海全道を平定し政令を布いた。そこでまたガルトネルは函館に出掛け、函館奉行水井玄蕃、同並中島三郎助と驚くべき契約を結んだ。これは前の分よりは進んで七重村の近傍畑地三百萬坪を九十九ヶ年借受けることとした。これは開拓の爲めといふことであるが、今の言葉でいへば租借である。獨逸は膠州灣租借に先つこと五十年前にこの魔手を伸ばして居つたのである。危いかなである。

然るに時勢は走馬燈の如く、間もなく官軍大舉して攻め來り、極本以下降り北海平定し、清水谷公考は再び知事となり、外國官判事南貞助がその下に在りて外交關係の事務を取扱つて居つた。この南も明治文化史上種々なる經歷のある男であるが、今はこれを略す。さて右のガルトネルはまたこの南に取り入り、前約通りの約束をねだり、終に同年六月十六日、十九箇條の契約を爲し、清水谷南の兩名花押し、時怡も弟のシ・ガルトネルが函館に領事として駐割して居つたから、コンシユル・シ・ガルトネル立會アル・ガルトネル氏日本政府と左の條約を名判すといふ公文書を取替して仕舞つたのである。

かゝる大事があらうとは知らぬ中央政府は、北海經營も漸次緒に就き八月十五日を以て、蝦夷地を改めて北海道と稱し十一ヶ國に分ち、開拓使を置き中央の大官東久世通禧を開拓長官に任じた。

斯くて東久世は赴任して、右の條約あるを知り大に驚き、朝廷にその不可なるを上申し政府もこれに驚き速に右の土地を還納せしめ

よとの命令があつた。

そこで東久世は屬官宮本經吉をしてその事務に當らしめたが、相手はなか／＼に承知せない。榎本時代の契約なら新政府は知らぬといひ得べきも、新政府の役人が新に契約し、その上領事の立會があつては、新政府は知らぬといへない。よしやそれが係り役人の專擅とあつたとしても、こちらからはこれを主張出來無い立場である。

そこですつたもんだの末、金六萬貳千五百弗にて右の契約書を買上げることとし、従つて土地も還納することとなり後禍を残さなかつたのは何よりであつた。

後年東久世はこの事を語りて、在任中の事件程の難件は無かつた、といつた。眞にそうであつたらう。

事件はこれで片付いたが掛り役人はその儘には濟まされず、當の責任者たる南は杖八十の處二等六十日の謹慎、清水谷は一等減五十日の謹慎、其他堀真五郎、河野良藏、福地林橘等の同僚もそれ／＼處分を受けた。この連中はいづれも相當の人物で、また開

語 物 居 雜 地 内

拓の功もあつたのであるが、その割にいづれも不遇であつたのは種々の原因もあつたのであるが、この事件も確にその大なる累を爲して居るのである。

この事件程大きく物にならなかつたのであるが、略ぼ同様の状態にならうとしたのがウエンリードの一件である。

この男は早くから日本へ來て、明治以後にもいろ／＼よからぬことを遣り、現に高橋是清氏を奴隸に賣つたのもこの男であるが、またそれだけ非常の日本通であり、彼の生麥事件の際にも被害外人よりは一時間前に、島津の行列に遭ふたのであるが、この男は馬より下り、脱帽して道の傍らに居つたから無事であつたのである。それから岸田吟香等と共に新聞「もしは草」を發刊したり、いろ／＼のことをして居たが、長州再征が失敗と見るや、長州侯は馬關を開港すべしとの見込をつけ、馬關附近一千町歩の地所を拂下げの運動をしたのである。これは成功しなかつたから幸ひであつたが、若しその約束が出来たらガルトネル以上に厄介な問題だつたらうと思はれる

が、まづ／＼結構であつた。

こんな風にいるんな問題が起きたから、政府は明治六年に法律を以て外國人の土地所有を禁じたのであつた。それ迄は明かに禁じた法律が無かつたから、といふよりはこの頃になりやつと法律的秩序が定つたからである。

即ちその前年の明治五年に地券制度が出來、始めて四民に土地買買の自由を許し、所有權を認めたのであつた。それ迄は日本人でも土地の所有權が無かつた：勿論法制史上の嚴密なる議論に依れば所有權は有つたのであるが：況んや外人に於てをやである。こゝでキツパリと外人の所有を禁じたのであつた。

爾來五十年、この禁が解けなかつたのは所謂賣國論の賜であるが、その永き禁制も漸次その効果が薄くなつたのである。

それは外人の避暑避寒地に於ける別荘の敷地は單純なる借地であり、或はコックや妾の名で買つたりして居つたのであるが、それでは満足出來ず、こゝに六百年の地上權といふものが出現したのである。彼の外人に依つて開かれ、外人の好みの如

く發展した野井澤の高原に點々たる外人家屋の敷地は實にこれである。六百年の借地權にしてその借賃は前拂一時拂ひである。

六百年といへば何代くらゐか、一寸急には勘定は出来無いが、マア源頼朝時代から今日迄といふのであるから大したものだ。

これに面食つたのは登記所であつた。そこで上司に伺を立てるやら、法律學者にも聞いて見るが、上官といひ學者といひこんな例は始めて故これまた面喰つたのであるが、なにしろ外人様々の時代でもあり、強いて無効とするにも及ぶまいといふ議論でそれで宜しいとなり、これが先例となつたのである。

一説には野井澤よりも以前に函館に四百年の借地權があつた、これは鳩山一郎氏の先代和夫博士の案であるといふ説である。果してそうとすれば函館はガルトネル以來、土地と外人とはいつても問題を起す因縁のある所であるといはねばならない。

それから追々時勢も進み、さし難關たりし條約も改正せられ、内地雜居、治外法權となつたときどきに、いろんな悲喜劇もあるが、

土地問題としても珍談がある。それは現代の大政治家某氏の先代は下級の役人であつたが、内地雜居となれば外人は盛んに地所を買ふだらう、そうすれば地價が暴騰して濡れ手で粟の大儲けと目論見、無理算段して地所を買込み、雜居を待つて居つたが、條約改正になつたからとて、外人がその日から無暗に雜居する筈も無く、また右の六かしい土地所有の禁の解けなかつたのであるから、外人は急いで土地を買はなかつた爲め、この先生大損をして晩年不遇に終つた。こんな例はこればかりで無く、いくらでも似たような例があつたのである。

それから明治三十一年には、多年の懸案たりし民法が實施せられ、我國も文化國の仲間入が出来たのである。これは現行の民法であるが、當時は歐米に劣らぬ最新の立法として内外人に適用されたのであるが、勿論所有權の規定もあるが、例の外人所有禁止は特別法として效力を有して居り、また多年居留地内に於ては所有權同然に扱はれて居つた權利の種目が無いから、外人連は騒ぎ出した、そこ

然るに時勢は走馬燈の如く、間も無く官軍で外交團から種々の抗議が出て、外交では外人に頭の上らぬ當局はこゝに、永代借地權といふ變挺な權利を認めたのである。これは居留地内に於ける權利であるが、所有權と同じ性質作用を有するが、日本人には與へられず、外人にのみ與へられ、若し日本人がその權利を買へば所有權となるといふのである。山の宇が鋭になるよりも變な話であり、日本の土地に對する權利でありながら日本人が有することが出来ずに、外人のみ有することが出来るといふ不都合千萬な權利である。といつて怒るにも當らないといふのは、これは條文だけ讀むから、さうなるので、實をいへば外人には土地所有を禁する法律があり、これを廢止する譯にも行かず、さりとて外人の抗議にも頭が上がりぬから、永代借地權など、いふ苦しい名を案出して、その實外人にも土地所有權を許したのである。つまり政府自ら法律を以て、外人土地所有の禁止を潜つたのである。恰も幕府の當局者が國內の攘夷論に恐れが、さりとて外人の高壓にも恐ろしいから、その日限りの矛盾撞着の政治を執つたと同じ状

然るに時勢は走馬燈の如く、間も無く官軍

で外交團から種々の抗議が出て、外交では外

人に頭の上らぬ當局はこゝに、永代借地權といふ變挺な權利を認めたのである。これは居留地内に於ける權利であるが、所有權と同じ性質作用を有するが、日本人には與へられず、外人にのみ與へられ、若し日本人がその權利を買へば所有權となるといふのである。山の宇が鋭になるよりも變な話であり、日本の土地に對する權利でありながら日本人が有することが出来ずに、外人のみ有することが出来るといふ不都合千萬な權利である。といつて怒るにも當らないといふのは、これは條文だけ讀むから、さうなるので、實をいへば外人には土地所有を禁する法律があり、これを廢止する譯にも行かず、さりとて外人の抗議にも頭が上がりぬから、永代借地權など、いふ苦しい名を案出して、その實外人にも土地所有權を許したのである。つまり政府自ら法律を以て、外人土地所有の禁止を潜つたのである。恰も幕府の當局者が國內の攘夷論に恐れが、さりとて外人の高壓にも恐ろしいから、その日限りの矛盾撞着の政治を執つたと同じ状

はりしは今でいへば歸化であつたのであらう、安針町の名も區劃整理で無くなりさうなのを惜しむは我等の如き物數奇ばかりではあるまい。シーボルトの鳴瀨の家屋敷は確か差の名義であつたと思ふ。舊幕時代なればこれは止むを得ない方法であつたらう。永き一禁制の解けた我國の法制も夫れ迄は隨分變なものであつたが、その頃より海の彼方では反つて日本人の土地所有を禁せしと聞く。それでは矢張り外人の土地所有禁止は文化國の法律であつたかな。

態であつたといふも、強ち過言であるまい。これも畢竟するに、例の所謂賣國論の祟りである。賣國論は禍なるかなである。

さてまた、こゝにニコライ會堂なるものがある。今でこそ御茶の水から見た東京の風景として、一名所であるが、これが永く愛國家諸君の癪に觸つたといふのは、あの高臺にあるの大建築で人目を聳てたところへ、あのテッペンで鳴らす鐘が素敵も無い大きな音であつた。その爲め實際あの近邊の地所の値が下つたといはれたのであるが、ところで攘夷思想は無くなつたとはいへ、動もすればその分派たる耶蘇嫌に；即ち耶蘇は我國體に反する；の念が幾分色濃くあつた豪傑連には、何かしら癪に觸つた。そこであの建物は宮城を見下ろすから怪しからんといふ流言まで飛んだがさりとて、どうとも手の下しやうは無

い。志賀劍川が明快なる筆を以て、ニコライ會堂を評し、東京の高所に築き無遠慮に鐘を鳴らすのは以てスラブ魂を見るべし、といつたのは褒めたやうであるが、それでも腹の底には右の豪傑連の臭がして居るような氣がす

る。劍川にして既に然りである。以てその他を知るべしである。

然るに日露戰爭の關するの時、議會に於て少壯代議士たる花井卓蔭氏より質問が出た。曰く、ニコライ會堂の所在地は露國公使館の附屬地としてのみ許されて居るのである。今や日露の國交斷絶したのであるから、宜しく右の會堂の所在地を我政府に於て回收すべしといふのである。今の花井氏ならば眞逆こんな質問も出ずまいが、その時はなかく、元氣があつたのである。

その法律的なるは流石は花井氏であると、豪傑連は喜んだのであるが、この問題はそれ以上發展せず済んだ。これも外人土地所有禁止に伴ふ一の挿話である。

小泉八雲や石井ブラツク等の如き歸化人は土地の所有に妨はなかりしなるべきも、果して土地を買ひしや否やは聞き洩らした。その昔三浦按針の屋敷を賜



純植
物性
男子も婦人も……
井筒ポマード
最も優秀なる美髮料
魅力ある清新の芳香
大瓶 七五
小瓶 四五
東京市 人形町 井筒

四友山崩

一見崩とい敵の来ると見えんが勝りたせすの山崩
ることもよし也二裏山崩の後方にある傍世が
前軍不利と見て山崩よりその体をと云
ふも三聞山崩の敵来るとすきと直る山崩
ふもいふ夜中鳥の飛起つとすき或
他の物音をとり驚き山崩すもいふ四友
崩の味方の来ると敵の来ると誤認して
崩すを云ふ將士の横取を欺く
為め山崩す真似するをいふ欺かすは怯の
範圍に属せざる勿論なり
昔の戦場へ敵手の首を取ることか論功

論功

行賞の證據もろくもの首をえること
は就てさまざまの規定あり功の首級の数も
依り又首級の種類も依ること大將の首級
は或百の雑兵の首級とす大の事
勿論陣中首の實日檢の海程差重なり
も謂らんあり往々詐取を以て欺くことあ
り左の四項不見の働きと為らん

三首の首級

- 一 病首
- 一 女首
- 一 作首
- 一 捨首

一者首といふは乱軍の際斃死せる敵の首を切
つて鞆にて得たりと云はれおぼしむる、但し一送んた
敵を打つるゆゑに心けられん、今味を要する
と、流人もなきゆゑの打首の概して初首と利
定する。二女首と云ふは、首を推ひくる代り、鼻
を切つて流しとする時をいひ、こゝろ強き流人
のハ別段であるが、唯鼻丈の坊敷の女人
が鼻しきぬるが、女首と利する也、三作者
ハ雅兵の首を取つてよき首とせん、我坊は
妻帯者とある流人もと捨つてよきと添く
出す作りの首をいふ、四捨首といふは、敵場の
死骸も首を切つて流つて切つたことと

首のおろそこと略々同じけん、此方むの年
怯まう、よみて以上、如き首級をもちゆへるを
不受の働として、武士の若れんとする也
○在東市の後、息子可とう進揚し、比加、ど、い、わ、新編
ハ情が著しく、流るるまう、比、神田の須田町、ま、可
らう、妻つて、一寸速ふ、任る仕末、廣瀬仲作の細
ハ七とい路の交足、比、あ、つ、比、今、い、え、を、外、い
横河に隠れて仕業つた、他、子、つ、ろ、く、の、変、化、が
あ、る、若、し、か、ら、ま、ま、ら、い、こ、と、比、街、町、幅、が、序、々
る、こ、と、美、店、ハ、表、徴、と、赴、く、と、云、つ、て、あ、る、其、の、言
の、こ、と、と、あ、る、い、い、美、の、後、息、後、建、て、え、い、家
ハ、美、店、が、多、い、え、い、の、美、の、家、も、多、く、美、家

○日本のデパートメントストアも可なり進んじ未だ此の
各種共に儲かつてある譯も有るまじ。英米並の
此のシステムの高店の現態は人間一生のあらゆる需
用を賅ふるとそのかゝる生んで喰ひの教を考ふる事
其後の入用を極端に省くも裕福にせしむる事
とい申すも亦さうく死に時のこととまじと、葬具
をも果するといふが、正米利が此のシステムが亦
も幸してあるもの、まうといふもの、まう
ぬをうむ、そこが正米利が亦知らるる。肉や魚
類も亦の正米利がデパートも亦つてあるといふが
亦も多くの其類は、今在るまう、日本と亦つ
て正米利が亦のデパートも亦つてあるといふ大抵

正米利

婦人である為めは、例の如きも婦人用の外は、まう
ある。顧客をまう引く為めは、掛金をやつてみる
さうじ、こんをするもの、先づ客の、
程方と具信所、初め、亦亦の信用あるといふ
約束を結んで、証書(券類)をいれ、
ふ、其の証書を目には、掛金をするが、
限度があるといふ事を、
此約束の始り、掛金をする、
加へ、更に、
通して、
まう、
ハ、

を主とする狡猾の徒、無に預けるが一向物を穿つぬよ
かあるといふ。

儲て此の百貨店にゆゑを儲かるといふは日本に三割也
分位に五割利加む三割以上儲かるといふはゆゑもその
三割の内の中多い人件費の爲めであるといふのである
の百貨店に割合は賃金が、いふと入る品も既
費が、いふと儲かるといふは三割に三割といふ
十エーンはいふと、本店が一つあつても分店が或十も或
百も七ッサリと敷つてあるかの如く、街衢の各店に
掛けある仕組である、日本に此の法を同じひての
いろはとよ牛肉店か、いふとあつたらう。分店は多
く同じ体裁で物の供給七其の量もきつても同じ

大正十一年

やうなうのてあるから、互に物の選定が出来る、
百貨店に大規模で、一ヶ所を、すてこの人を惹きつけ
る法地が、いふとどこにもあるやうな、いふと、
規模の米、大なるものがある。此法の便利を
の、中央の本店に仕入をやり、各々生他宣傳をやるに
んが、一さん、この店を出せば、全部、行共、あ
つし、多くの物資を一ヶ所仕入るから、あつた、あつた、
である。ある町、ある町、いふと、ぬめを、あつた、
後、す、いふと、いふと、百貨店も、進、此法、いふと、
る、いふと、困難、いふと、いふと、いふと、いふと、
る、百貨店も、中央、いふと、いふと、いふと、いふと、
システム、いふと、いふと、いふと、いふと、

十月四日録

燕 巢

支那料理の珍品と云つてある燕の巢は、日本人の
左も右も賞玩を嗜するものか、支那の之れをサネ
冠と云つてオーストリアの鳥の巣か、かんとある。其名が
燕の巢と云ふ所から、これを日本で誤解してあ
るもの無、日本の燕の巣は誰か知ること、搦手
巢を作つたが、其の材料は燕の脚を束ねた泥土で、
是に巣の交つたから、まことに汚穢の、と云つてどう
してせん、そのか食料に入るとか、不審な思ふか、食
料とする、燕の巢は、今も異るものがある。オース
トリアの巣は、燕の巣を心の体不た、此巢の材料

東京相馬屋製

今此巢、異るものがある。燕の巢は、南洋諸島
に住んでゐる鳥で、黄色の海苔と叫ぶ、離れ七
里の燕の巣は、大きき鳥の巣と云ふものがある。
是れが、この巣を、鳥の巣と云ふ、人家を、はらへ
はる、海苔の懸屋、後、辟土の人の、起つて、得る、
所、向穴、と相して、この巣を、
の材料、海苔や魚類を、噛み砕いて、是れを、
合ひ、セシ、よ、れ、と云ひ、ん、て、ある。一旦、燕の巣を、口に入
て、涎を、和して、吐き出す、と云ふ、か、を、こ、に、化、す、の、作
用、を、起、す、もの、か、日本人、の、や、う、な、患、癪、の、もの、か、
多く、と、感、じ、か、起、す、けん、と、云、燕、と、云、は、大、切
な、食、料、と、云、氣、の、印、の、糧、を、備、へ、る、もの、か、
或

東京相馬屋製

燕の巣の如く子を産んじり見を音なりきり巣を全
 然もたせしむ鳥の目糧食を人間が奪つて喰ふ事
 ある。此の巣は毒黒白の三種ありて未老のものが最
 ち珍とせん。陥つて傷つて居るものあり。何れも人の手
 つき難い。絶壁にありては、採集が甚に困難
 である。日本の益武家が矮やうして自然の大木の
 相割をとりておる。榛柏を非常の危険を犯して採
 取する。地味も似たり。おる。似たり。おる。
 である。おとの縄梯を掛けたり。いろくの目面倒る
 エバをいして採つた。おのひあるか、鋭り。狡猾さ。エ
 目風をいして猿母を仕つて採らせるとや。へん。
 此の採集用の後、あめの訓練があつて、船は五

東京相屋

六匹を載せ、絶壁の下に船を繋いで之れを放つ
 のかあるか。放つ前、毒黒白の公糧を入れたものを
 釣し、懸心けしやう。猿の看るく、断崖を攀ずら上つ
 て捜し回らう。此の二日乃至三日も船を帰らう。いこ
 とおありて、食糧代を満りと益、此果を入れたゆへ
 子あり、中々の懶惰な食糧を平けて空しく帰
 へるものあり。下流長良川に頼む魚を捕らせ
 うと曰、換む、一匹一日で一斤位、取らうと云ふが
 物上等のハ一斤で二両の價がある。おる。

江漢海

の事本島美記出部之書本之定動云々合あり
行き親之雜書五七とゆふ由之ゆふなきに僅にのみ
左の物語ありと云

一 早稲田内理三台

世傳文二冊

元朝後の事言有依哉雪山の事
す所を大山六年西陽海より依り
出故と云。此の日記の外四人二先ん
いで考へえたりと云。是等とすべし
とあり、余一本とゆふと記せしは事
こえらりたり

神代卷

一 神代卷神代記

高天原の神代記の記の神としく
たまけんも、こゝの道泥神の伝記
をも添へたり。此の道泥神に上珠
彦と稱し、高天原の神と曰神と
云ふ、七代より、正しき素戔嗚の神
祀事とあり、中古より、悪心、今も高天原の
神彦のふと無きよと思ふ、列り
看し、此の神代記あり。

一 英行日記

城事度著
此者、英行日記、三條行記、毛利元就

中御の寛政英名にも各の時勢経緯も
城慶度の日記も余のこれ等を寫目せし
ことの著しく此人の國文も亦く日記や
多く又拙著も亦く此の事蹟に五十年
ことあり日本にこれあるに殆どなき

一 活家自著の社札集

都下の婦子の人が大正三年頃銘々自
ら手記したる種々の書中書近千人
社札をおもひなりたりおりのことを
めぐることもする數十種を録す
中へ山中 共古 林 荒村 三打 井 坊

その他も見ゆ

一 南朝二の七湯巡りの画巻

の根元おんむ其の目録のこと
スケッチしたる手控さうし
るんもねあし興味あり

此の

有改其工の編しおしやなりしむ古
代人の研究
の者約二十年頃外人の國土産の考
あるはりや縮編
紙に我國は風景を因して外字の
説めを入れ
ること同じ目録は日本の若
野を英文に記し
繪を
入んことあり
明治廿二三年頃やまを
改定あり

家系とさうした。其の間もあつた。柳澤保山は、
の時々の誨教をうけ、時暇は、
柳澤の晩年、壁匠平七、右工つと、
権を擡ぐ、毒を流し、
但練の家、隠れ、
と、柳澤保山、
し、
を得た。
い、
人、
ら、

柳澤

池田に移り、
中心、
柳澤、
し、
あつた、
の、
送、
と、
ある、
し、
人、

○神の御座の宿を英世の宅趾に生誕地と建てといふ
て、給ふべきを救救を乞ふて来た。左の歌のうそ
生るはりせも為り。心つれくしい。こゝよ、救めぬ

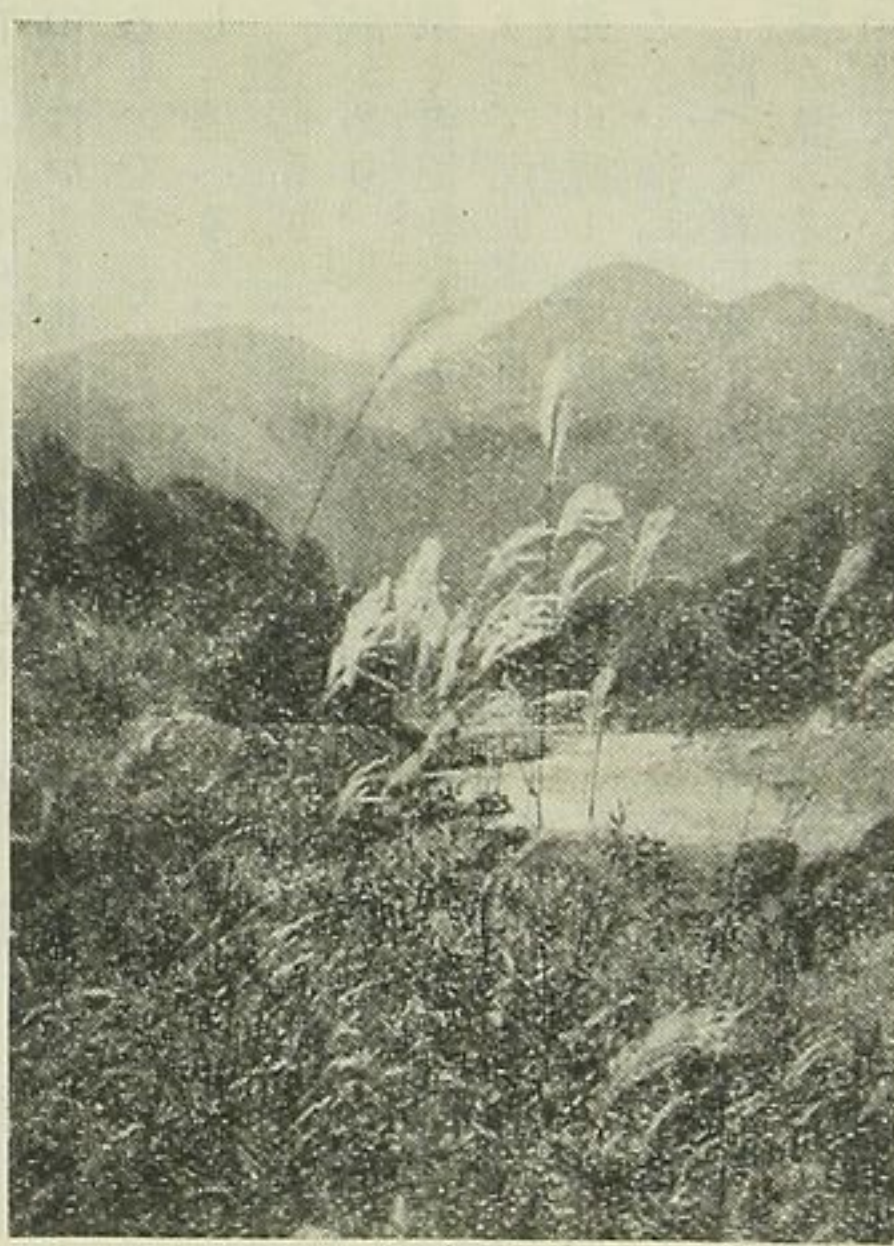
野口英世^{ヒデヨ}博士を憶ふ

- 一、彼處に見ゆる小さき家は 野口博士の産まれし家よ
我等の學ぶこの學びやは 博士も嘗て學びしこころ
我等の遊ぶ鎮守のもりに 幼き博士も遊びにけりな。
- 二、ああ我が野口英世の博士 若松東都に苦學を續け
支那滿洲の醫を振出しに 米國ロツクフエラーぬしの
研究所に入り研鑽多年 歐米諸國にその名を知らる
- 三、ああ我が野口英世の博士 炎熱毒蛇と戦ひながら
病原菌にその身をひたし 遠く阿弗利加アクラに到り
濟生救命の研究中に あたら犠牲となりて斃れぬ
- 四、奮闘努力のその魂は 心はに我等が生きたる教訓^{オレレ}
天に日月の輝くかぎり 地に人類の存する限り
博士の偉績は消ゆる期あらじ ああ我が野口英世の博士。

伊勢の川柳

式年遷宮祭紀念出版 神宮文藝史編纂

伊勢神宮皇學館神道學會に於ては、今回の式年遷宮祭紀念として、神宮を中心とする詩歌、俳句、川柳等を編纂し、文藝史出版の計畫ありとのことであるが、就中川柳は人事詩であり、享樂詩であつてよく時代の風俗、習慣、人情等を知るべく、頗る興味あるものであるから、古川柳の中から大廟を廻る小範圍の分を收拾して、茲に掲げることとした。



尾花白

あり、虎の威の虎は高虎を指すなど、句意を直解し能はざるものあるは遺憾であるが、然かも川柳獨自の壇上から、洒落と皮肉と、輕みとを以て、縦横に時代相を諷刺参拜禁斷による僧尼の附け髪、男

女の變裝、古市の歡樂境、名題のお杉お玉より、お師の消息など當時の面目躍如として真に滑稽諧謔を極め、一讀自ら失笑噴飯を禁ぜざるものがある。

伊勢へ行く日は元日の心持國柄に似合はぬ宮はかけながし
二昔たつと鯉も新らしい
二昔たつと古市又はやり
鯉木のふるせにもなる二十年
伊勢路の落馬組打といふ姿
荒神があれて三人どきりおち
大神宮へ荒神のりつづける
夕立に伊勢路は一人半ぬれる
三人で駄賃を拂ふぬけまぬり
大名の尻をねらつて拔まぬり
拔まぬりとりつきのぼるなり
拔まぬり道虎の威勢なり
拔まぬり間町から後につき
旅は道連れ大名と構ひるひ

ひしやくおつとり大名と行き
伊勢迄は同行のつく御大祿
大名におんぶでわたる拔まぬり
ひしやくなら通れと關とお波分
拔まぬり又の中へ出し
關守が笑つたといふぬけ参
御利生を關所で見せる伊勢参

十月の美術工藝展覽會

- ▲院展 四日迄
- ▲二科展 四日迄
- ▲帝展 堀入一日より、締切五日、招待日十六日、會期十七日、十一月二十日迄
- ▲以上東京美術館
- ▲日本自由畫壇第九回展 二日招待日、三日、六日迄
- ▲金工會第三回展 八日招待日、伊勢参利口で抜けた奴もあり神の御名笠に拔荷の送り状笠に着てある餘國の伊勢乞食拔まぬりさぶぶせて拜んでる筆勢の一掃掃三度笠
- ▲三度笠村一番の書手なり菅笠を元直に賣つて書いてやり科戸の風をそはれて御用ぬけ拔まぬりのなまけを汲んで行き一本のひしやくで参るぬけたさぬけた翌日那に構を拾はせる御用の書置るはて御伊勢様日にやけた御用伊勢物語する戸塚から五交で来たと御用いひお祓でわびごとをする權拾ひ持程のものに字を書く拔まぬり何事のおおも持たず伊勢参天下晴れてかけおちは神路山人間のせんたくをする五十鈴川道のりも本ほどある伊勢参手もはとの借衣をお師でする膳立を笠で載へる御師のやど御手料理華の夢のさめはじめ兩の手を出して二見の物語注連繩で二見の石の首つびき辨當は先へ見へてかんせ古市で大和めぐりに疵がつき
- ▲九日より十三日迄
- ▲本金彫刻展 同上
- ▲趣味の實用工藝品展 十五日招待日、十六日より廿一日迄
- ▲綵工會染織刺繡美術工藝品第三回展 十七日招待日、十八日より廿一日迄
- ▲裝飾藝術品協會作品展 廿四日招待日、廿五日より廿九日迄
- ▲東京鑄金工藝品展 同上
- ▲以上三越吳服店

秤目でおやまをあげるしはい所古市も新造を出す御遷宮伊勢参大神宮へ寄つてくる明星が茶屋から御師に見限られ新茶屋でわらわらうつるきりさ出来たての男をなぶる五十鈴川和尚化して本田となる五十鈴川髪に鏡を食す御師の妻附髪で涙こぼれる歌をよみ禪僧も浮世へかへる宮めぐり糸びんをとがめる伊勢の近目福宜附髪をはづして御師へ暇乞相の山手しやな女の居るところ相の山波のつづては江戸氣性江戸者でなけりやお玉がいたる玉へなげさてにすく江戸道者拔打にお杉お玉へ錢つづてありつたけお杉をなぶるはした錢とんだ目にあひの山だとも財布だい／＼のなます二見のや／＼だいの料理神慮に大ちかひ町人の榮華は御師の迎籠太々の連中薄茶が難所なり太々の夜具一人にはをしいもの貰はれたやうに寝てる御師の宿太々の夜具けちな晩などとし

香水は

コテイ

白子の觀音松坂の汗じらみ古市の前目石が物をいふ晩は古市だと石が物をいふ参宮の生鮮石とぐぜり合ひ世をすて、阿漕にくるり丸くも松坂を越えれば錢もつかはれず伊勢織の中は閻魔をたふとがり伊勢者の著述にはい／＼こじき傳上下で泣事をいふ伊勢の御師伊勢の御師つき上下でこの足袋上下が立つと掛取しやべり出し伊勢の御師さて錢のないきり來伊勢屋の番頭おはらひをなまこ書判の受取をする伊勢の御師つゝら張文庫を御師は供につれ御師の供岩戸をひらく挾箱のしをつけても只伊勢の御師

轉宅を奇妙にさかす伊勢の御師一萬度大きく守りたまふなり新宅の魂入れる一萬度引越の初手の車に一萬度大紋は笑顔上下泣つゝら歳暮には演歌年始かきつづけた伊勢よりも三河は顔がのどかき伊勢屋はかく三河屋は大ふざけ序が小鼓で大話が層なり序と切は三河太夫と伊勢太夫しいは國櫻もちびり／＼咲き國がらていつそ細かい層なり上段下段と目を配る伊勢層御笑止と層とひじきはかり置き上下で配るひじきは鬘斗をつけ上下に矢立をさして山田者

① 近頃風化の類瘡が甚しく、女子が其の開放さ
 んに――に乗じて、貞操を
 ② 軽んずること
 毛筆をとり、其の情を
 ③ ことこの類に
 っ、今日の良人の女の
 ④ 婦人の行動を
 ⑤ 飛石を以つて評
 する。停車場に擬するも
 ⑥ 或は急
 行汽車中の寝台を以つて
 ⑦ 比するもあつた。

① 尖先生

支那の大妓を大先生、小妓を小先生と呼んが
 ① 此のおおしく感をも
 ② 大先生と呼ぶ妓がある。この表面は未だ津
 ③ を通じざる、~~妻~~ 即ち小先生
 ④ であるが、その大先生を
 ⑤ を云ふの、尖の筆、小大の合字ひある

〇 例ある、對しての、
 儀とらうをみる。何人
 の、千紙も亦友人の
 千紙か地の客として
 先きる、
 〇 禮

勿辛印文を後へい出典を考ふるも自違ふこと
 か印邊を換するも道人の改む五光年が余に定
 べし鶴魚石の歌中の語を合刻したのひある
 ことが分つた。即ち印邊の巻首に鶴魚石歌
 一歌あり次に改む五光年の印あり次に此印
 の刻る刀解良刻の印あり、其次に春城先生の
 印がある。但し三冊の印邊の末は荒平の印
 八余か選んで送つた印文を刻したのひあるこ
 とが知れた。此印も鶴魚石歌の印と稱するに印
 邊も同一名を命目するべきであった。 同上追記



藩記の徴すべきものが無くき時の市街の知人等の
 の不遺憾ひあるが先考が晩年妻と誇らんれのを
 少くは最も成元は此業を起るんれ頃ハ千石船四十
 艘の多き及び、各船ハ倉庫種々の物貨を積ん
 て諸方へ回漕し、再向着の時ハ千両箱一個を
 齎しし来るのを通則としと云ふのひある。四十
 艘全部ハ千両を齎ししれはうか疑ハしいか、
 儲けますんれか通則通うてありれとすも、
 萬兩の金を得れことあるも、當時は格も清と
 少の金ひらうい。前述の款を白山社に奉納
 した時の事し、就き先考の遺族を聴く
 新島の歌妓數十人の盛装せしめ、款を載

東京相馬屋

せの車を曳かせ、市中を練り歩いた。此の
 満市時より、奉納のお祭り騒ぎを演じた。ある
 が奉納済むの其夜、全市の妓を総揚して
 盛宴を張つた。新島の遠く、豪客振は
 今日むれ、故老の言ひ傳ひが残つてある。多分
 此款を奉納し、此頃か、船屋と達した時、あ
 つたらう。其後何年かあり、一颯風が起つて多
 くの船舶が覆没したことがある。私の家も其厄に
 罹つて一年、廿七隻の船を失ひ、その考ある
 家目運が傾いたと云ふてある。曾祖父ハ此災の
 才があつて、欲する持重家であつた。家を継ぐ婿
 子が廿五歳に歿した。曾祖父の厚服の子が

晩年

僧が心して罪滅しの為の。獨力振救を以て子
 があると言ふ。ある人必しも其の縁起を語る
 のか例と云ふ。ある。自今が前年漫遊の折七北
 の旅を歩かへんが格別。氣あるも留めたる。つれ
 のを、旅の心助も忘れて了つた。此頃此頃久からず
 九北山利方を渡りて。此頃のるが出た。僧の
 名は福海と云ふ。城後高田の藩士福原勘太
 夫の子。七依を布九郎と云ふ。故原無頼の
 者十五歳の時。勘太と云ふ。江戸に來り。旗本
 中川四郎兵衛の家。仲間奉公をして。みよ
 二。此細の。激し。と。教へ。木香の山や。二
 逃中隠れ。と。山賊と云ふ。ある。此頃の女を殺

して。振救。此頃。白。思。梅。悟。の。念。が。起。つ。六。六
 六。六。日。身。を。や。め。し。諸。方。を。り。う。り。き。量。後。の
 由。布。山。無。頼。院。と。し。つ。い。此。時。靈。照。を。極。つ
 七。入。道。し。僧。福。海。と。云。ふ。此。時。福。海。が。耶。馬。漢。に。親。不
 知。と。名。を。危。道。の。あ。る。を。見。て。人。助。け。る。ト。子。心
 を。必。り。し。人。馬。の。往。來。に。便。せん。と。云。を。決。し。一。丁。の
 數。金。を。以。つ。て。三。万。河。の。田。子。ん。の。極。數。金。を。着
 せ。し。此。の。金。を。保。持。し。十九。年。福。海。が。九。北。の。時。分
 ある。此。時。の。行。為。が。村。民。の。感。激。を。極。し。道。の。村。民
 七。二。を。助。け。る。こと。を。う。り。岩。を。切。り。開。いて。馬。を。二。頭
 ち。へ。て。行。し。滑。る。や。ら。る。る。つ。れ。の。福。海。六。十
 四。年。の。時。に。云。ふ。か。十九。年。間。漫。遊。し。此。こ。と

か知らぬとて此の正事上江にせし禱海が殺すれ中川
四郎兵衛の一子實之助とてふか生長し仇を
討つ為め法圓寺に九郎の墓をたづねわつと
耶馬溪に岩を穿つてあると人伝ふこそ市丸
印のなるの果と合つて終に禱海を捕くれを
の時禱海はあしこむらひぬかぬらも拉傷が
おん身の仇である決して手向ひの改さぬ志
かし折角地ぬかんとする此の道の中絶する
ハ分まか「若事」ぬ泡も腐る。どうか三年の
間命を供して下さいと禱海やううして頼むの
心實に助かぬわんとて涙流をせぬ。見出る
ま出さけしある内々、實にゆゑ手傳ふこといさう

法討に天衣いせし手と合つれといふ此れ禱海の
あし助かぬ禱海は八十八年の暮を深
く寐し、洞穴の中へ石像がまうてある。

盛夏の快通

盛夏盛夏暑熱に極かぬとき時何か快通かと胡の人ある
山に海に涼を趁ふ快通いも、自分いぬおしこ之んを
好まらぬ。家長は杖をえぬしものを云ふ。お打たる
夏日や路沢、新くしき響、麻の生蒲團、ちすすれ
几皆可多。床の幅は禰瀑或は夏山、胡宮の田こを
く、花の日の改ぬらし、かろくよき香の甘重、田こを

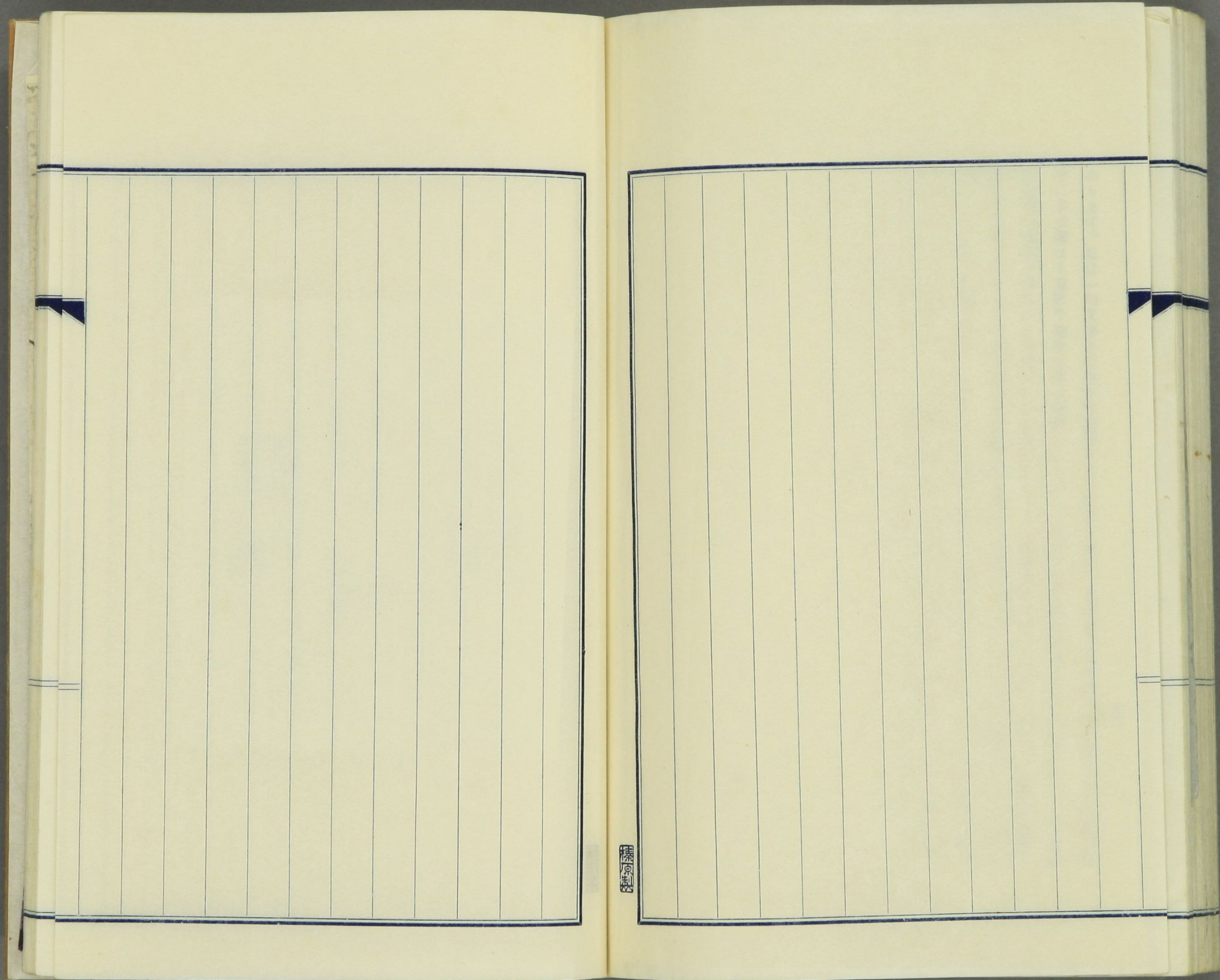
至友

自由の天地に何れの霧来せざる私のことさ我儘よ
を包合権しと其を七 霧来する所があつてもせん内
るい武百の教授諸君があつて外なる武官の兄弟
の言をうきうきと校友があつて相頼り相授けて
一大家族 ~~あり~~の状をうけておる。 ~~其間~~
は私の生身流しておる愉快の樂。ハロ、タイ
スに在るの思ひが致しおる。私の北山岡まは長
らくの所以カ斯く樂出さあるからせありませ
う。私らも、世の中の落伍者むこの校の爲め
お役られたつともあつてもせんが、保し敢て
早く死なれども思ひますせん。此に樂病

が四葉とちうてあつても、若し年壽の上と緊
編が通用せん、思ふにこの年の締めとせん前
途は嵐が保延べ得らるゝことあるや切め
七二十年位若返つて、武評の報効を致
しといふ思ひます。今日の ~~御~~ 御款待を蒙り
ます上にお手厚の記念品を賜り、誠に感激
の極ですせん。此を祝賀し、御執旋らうせん。此松
平委員長を始め全四日の校友諸君と厚く
御禮を申します。

晴ハ妻々四人が古稀の壽あり今が大隈壽を催
さんと報来而か降つたが、開会の時、まよと雷
のて校友と其家族を係せし千二百人はあつた。
老人もあつた。四人銘々か謝辭を陳べり
ことなるといふた。自分も簡答の挨拶を
やつた。まよの前物のやくひあつた。ちの徳本の
紀念と教職者の退職の時の其のまよ
と三十五名のを集る奉り、時が即ち、どうあ
らうかと思つたが既、十九名以上は遠くは
とあつた

十月二十の記



明倫彙編

以下全て
白紙

